

湯河原町国民保護計画

平成30年 3 月

湯 河 原 町

目 次

第1編 総論	1
第1章 町の責務、計画の位置づけ、構成等	1
1 町の責務及び町国民保護計画の位置づけ	1
2 町国民保護計画の構成	2
3 町国民保護計画の見直し、変更手続	2
第2章 国民保護措置に関する基本方針	3
1 基本的人権の尊重	3
2 国民の権利利益の迅速な救済	3
3 国民に対する情報提供	3
4 関係機関相互の連携協力の確保	3
5 国民の協力	3
6 高齢者、障がい者等への配慮及び国際人道法の的確な実施	3
7 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重	4
8 国民保護措置に従事する者等の安全の確保	4
9 地域特性への配慮	4
第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等	5
1 町	5
2 県	6
3 指定地方行政機関	6
4 自衛隊	8
5 指定公共機関	8
6 指定地方公共機関	9
第4章 町の地理的、社会的特徴	11
1 地理的特徴	11
2 社会的特徴	12
第5章 町国民保護計画が対象とする事態	14
1 武力攻撃事態	14
2 緊急処理事態	14
第2編 平素からの備えや予防	16
第1章 組織・体制の整備等	16
第1 町における組織・体制の整備	16
1 町の各課における平素の業務	16
2 町職員の参集基準等	17
3 消防機関の体制	19
第2 関係機関との連携体制の整備	19
1 基本的考え方	19
2 県との連携	20
3 近隣市町村との連携	20
4 指定公共機関、指定地方公共機関及び関係機関との連携	20
5 自主防災組織等に対する支援	21

6	ボランティア団体等に対する支援	21
第3	通信の確保	21
1	非常通信体制の確保	21
2	実践的な通信訓練の実施	22
第4	情報収集・提供等の体制整備	22
1	基本的考え方	22
2	警報等の伝達に必要な準備	22
3	安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	23
4	被災情報の収集、整理及び報告に必要な準備	23
第5	国民の権利利益の救済に係る体制整備	24
1	国民の権利利益に係る体制整備	24
2	国民の権利利益に関する文書の保存	24
第6	研修及び訓練	24
1	研修	24
2	訓練	25
第2章	避難及び救援に関する平素からの備え	27
1	避難及び救援に関する基本的事項	27
2	避難実施要領のパターンの作成	28
3	運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	28
4	避難施設の指定への協力	28
5	生活関連等施設の把握等	28
第3章	物資及び資機材の備蓄、整備	30
1	町における備蓄	30
2	町が管理する施設及び設備の整備及び点検等	30
第4章	国民保護に関する啓発	31
1	国民保護措置に関する啓発	31
2	武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発	31
第5章	観光旅行者等の保護	32
1	観光旅行者等への情報伝達体制の構築	32
2	帰宅困難な観光旅行者等への支援	32
第3編	武力攻撃事態等への対処	33
第1章	初動体制の迅速な確立及び初動措置	33
1	事態認定前における初動体制の整備及び初動措置	33
2	武力攻撃事態等の兆候に関する連絡があった場合の対応	35
第2章	町対策本部の設置等	36
1	町対策本部の設置	36
2	通信の確保	40
3	広報の実施	40
第3章	関係機関相互の連携	41
1	国・県の対策本部との連携	41
2	知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等	41
3	自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等	41
4	他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託	42

5	指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	42
6	町の行う応援等	43
7	自主防災組織等に対する支援	43
8	ボランティア団体等に対する支援等	43
9	住民への協力要請	43
第4章	警報及び避難の指示等	45
第1	警報の伝達等	45
1	警報の内容の伝達等	45
2	警報の内容の伝達方法	46
3	緊急通報の伝達及び通知	46
第2	避難住民の誘導等	46
1	避難の指示の通知・伝達	47
2	避難実施要領の策定	47
3	避難住民の誘導	49
4	武力攻撃事態等の類型等に応じた留意事項	51
第5章	救援	54
1	救援の実施	54
2	関係機関との連携	54
3	救援の内容	54
4	救援の補助	57
5	救援の際の物資の売渡し要請等	57
第6章	安否情報の収集及び提供	59
1	安否情報の収集	59
2	県に対する報告	60
3	安否情報の照会に対する回答	60
4	日本赤十字社に対する協力	61
第7章	武力攻撃災害への対処	62
第1	武力攻撃災害への対処	62
1	武力攻撃災害への対処の基本的考え方	62
2	武力攻撃災害の兆候の通報	62
第2	応急措置等	62
1	退避の指示	63
2	警戒区域の設定	63
3	応急公用負担等	64
4	消防に関する措置等	65
第3	生活関連等施設における災害への対処等	67
1	生活関連等施設の安全確保	67
2	危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除	67
第4	NBC攻撃による災害への対処	68
1	NBC攻撃による災害への対処	68
第8章	被災情報の収集及び報告	71
1	被災情報の収集	71
2	被災情報の報告	71

第9章	保健衛生の確保その他の措置	72
1	保健衛生の確保	72
2	廃棄物の処理	72
第10章	国民生活の安定に関する措置	74
1	生活関連物資等の価格安定	74
2	避難住民等の生活安定等	74
3	生活基盤等の確保	74
第11章	特殊標章等の交付及び管理	75
1	特殊標章等の意義	75
2	特殊標章等	75
3	特殊標章等の交付及び管理	76
4	特殊標章等に係る普及啓発	76
第4編	復旧等	77
第1章	応急の復旧	77
1	基本的考え方	77
2	公共的施設の応急の復旧	77
第2章	武力攻撃災害の復旧	77
1	国における所要の法制の整備等を踏まえた復旧の実施	77
2	町が管理する施設及び設備の復旧	78
第3章	国民保護措置に要した費用の支弁等	78
1	国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求	78
2	損失補償及び損害補償	78
3	総合調整及び指示に係る損失の補てん	78
第5編	緊急対処事態への対処	79
1	緊急対処事態	79
2	緊急対処事態における警報の通知及び伝達	79

用語集

この計画で使用する用語の意味は次のとおり。

1 法令名等

用語	定義等
国民保護法	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）
国民保護法施行令	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成 16 年政令第 275 号）
安否情報省令	武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（平成 17 年総務省令第 44 号）
第一追加議定書	1949 年 8 月 12 日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書 I）（平成 16 年条約第 12 号）
救援の程度及び基準	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準（平成 16 年厚生労働省告示第 343 号）
火災・災害等即報要領	昭和 59 年 10 月 15 日付け消防災第 267 号消防庁長官通知

2 機関名等

用語	定義等
県	神奈川県知事及びその他の執行機関
県緊急対処事態対策本部	神奈川県緊急対処事態対策本部 内閣総理大臣から緊急対処事態対策本部の設置について指定を受けたときに、知事が設置するもの。
県対策本部	神奈川県国民保護対策本部 内閣総理大臣から国民保護対策本部の設置について指定を受けたときに、知事が設置するもの。
県対策本部長	神奈川県国民保護対策本部長（神奈川県知事）
国の対策本部	武力攻撃事態等対策本部 対処基本方針が定められたときに、当該対処基本方針に係る対処措置の実施を推進するため、内閣総理大臣が、閣議にかけて、臨時に内閣に設置するもの。
国の対策本部長	武力攻撃事態等対策本部長（内閣総理大臣）
指定行政機関	武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令で定められた次の機関 内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、消防庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、スポーツ庁、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、国土交通省、国土地理院、観光庁、気象庁、海上保安庁、環境省、原子力

用語	定義等
	規制委員会、防衛省及び防衛装備庁
指定地方行政機関	指定行政機関の地方支分部局その他の国の地方行政機関で、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令で定めるもの。
指定公共機関	独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令で定めるもの。
指定地方公共機関	都道府県の区域において、電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定するもの。
町	湯河原町長及びその他の執行機関
町緊急対処事態対策本部	内閣総理大臣から緊急対処事態対策本部の設置について指定を受けたときに、町長が設置するもの。
町対策本部	湯河原町国民保護対策本部 内閣総理大臣から国民保護対策本部の設置について指定を受けたときに、町長が設置するもの。
町対策本部長	湯河原町国民保護対策本部長（湯河原町長）

3 その他

用語	定義等
海上保安部長等	政令で定める管区海上保安本部の事務所の長
警察官等	警察官、海上保安官又は自衛官
消防吏員等	消防吏員、警察官又は海上保安官
安否情報	避難住民及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷した住民の安否に関する情報
NBC	Nuclear（核）、Biological（生物）、Chemical（化学）の総称
危険物質等	引火若しくは爆発又は空気中への飛散若しくは周辺地域への流出により人の生命、身体又は財産に対する危険が生ずるおそれがある物質（生物を含む。）で政令で定めるもの。
基本指針	国民の保護に関する基本指針（平成17年3月25日、閣議決定） 国民の保護のための措置の実施に関する基本的な方針、国民保護計画等の作成の基準となる事項に加え、想定される武力攻撃事態の類型を「着上陸侵攻」「ゲリラや特殊部隊による攻撃」「弾道ミサイル攻撃」「航空攻撃」の4つに分類するとともに、これらの類型に応じた避難、救援、武力攻撃災害への対処などの措置について定めたもの。
緊急通行車両	① 道路交通法第39条第1項の緊急自動車 ② 住民の避難、緊急物資の運送その他の国民の保護のための措置を実施するため運転中の車両

用 語	定 義 等
緊急対処事態	武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態（後日対処基本方針において武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む。）で、国家として緊急に対処することが必要なもの。
緊急対処保護措置	緊急対処事態対処方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法律に基づいて実施する武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律第 25 条第 3 項第 2 号に掲げる措置（緊急対処事態対処方針が廃止された後、これらの者が法律の規定に基づいて実施する被害の復旧に関する措置を含む。） 【緊急対処事態対処方針】 緊急対処事態に至ったときに、政府が定める緊急対処事態に関する対処方針
緊急通報	武力攻撃災害緊急通報 武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、当該武力攻撃災害による住民の生命、身体又は財産に対する危険を防止するため知事が発令するもの。
緊急物資	避難住民等の救援に必要な物資及び資材その他国民の保護のための措置の実施に当たって必要な物資及び資材
県国民保護計画	国民保護法第 34 条に基づき、県が作成する県の国民の保護に関する計画
国民保護措置	国民の保護のための措置 対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律第 22 条第 1 号に掲げる措置（同号へに掲げる措置にあっては、対処基本方針が廃止された後、これらの者が法律の規定に基づいて実施するものを含む。） 【対処基本方針】 武力攻撃事態等に至ったときに、政府が定める武力攻撃事態等への対処に関する基本的な方針
町国民保護計画	国民保護法第 35 条に基づき、町が作成する国民の保護に関する計画
町国民保護協議会	国民保護法第 39 条に基づき、町長の諮問に応じて町の区域に係る国民の保護のための措置に関する重要事項の審議し、町長に意見を述べることを事務としている。
生活関連等施設	① 国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの

用語	定義等
	<p>(発電所、駅、空港等)。</p> <p>② その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設（ダム、原子力事業所、大規模な危険物質等取扱所）として、国民保護法施行令第 27 条に規定する施設</p>
ダーティボム	放射性物質を散布することにより、放射能汚染を引き起こすことを意図した爆弾
地域防災計画	災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、地震災害対策、風水害等災害対策について定めた計画
特定物資	救援の実施に必要な物資であって生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者が取り扱うもの。
避難行動要支援者	災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（災害対策基本法第 49 条の 10）。
避難住民等	避難住民及び武力攻撃災害による被災者
武力攻撃	我が国に対する外部からの武力攻撃
武力攻撃災害	武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
武力攻撃事態	<p>武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態</p> <p>【政府見解】</p> <p>「武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態」とは、その時点における国際情勢や相手国の軍事的行動、我が国への武力攻撃の意図が明示されていることなどからみて、我が国への武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していることが客観的に認められる場合をいうもの。</p>
武力攻撃事態等	<p>武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態</p> <p>【武力攻撃予測事態】（政府見解）</p> <p>武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態</p> <p>その時点における国際情勢や相手国の動向、我が国への武力攻撃の意図が推測されることなどからみて、我が国に対する武力攻撃が発生する可能性が高いと客観的に判断される場合をいうもの。</p>
防災	<p>国民保護法で対象とする武力攻撃災害及び緊急対処事態以外の災害の未然防止及び被害拡大を防ぐ行為</p> <p>災害対策基本法等に基づく対策等</p>
要配慮者	高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（災害対策基本法第 8 条）

第1編 総論

第1章 町の責務、計画の位置づけ、構成等

町は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、次のとおり町の責務を明らかにするとともに、町の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

1 町の責務及び町国民保護計画の位置づけ

(1) 町の責務

町（町長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び県の国民の保護に関する計画（以下「県国民保護計画」という。）を踏まえ、町の国民の保護に関する計画（以下「町国民保護計画」という。）に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施するとともに、町の区域において、関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する責務を有する。

(2) 町国民保護計画の位置づけ

町長は、その責務にかんがみ、国民保護法第35条の規定に基づき、町国民保護計画を作成する。

(3) 町国民保護計画の目的

町国民保護計画は、町の国民保護措置の実施体制、町が実施する住民の避難や救援などの措置に関する事項、平素からの備蓄、訓練及び啓発に関する事項などを県国民保護計画に基づき定めることにより、武力攻撃事態等において、町の国民保護措置を的確かつ円滑に実施できるようにするとともに、町の区域に係る国民保護措置の総合的な推進を図り、もって、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護し、武力攻撃による被害を最小にすることを目的とする。

(4) 町国民保護計画に定める事項

町国民保護計画には、国民保護法第35条第2項各号に掲げる次の事項を定める。

ア 町の区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項

イ 町が実施する国民保護法第16条第1項及び第2項に規定する国民保護措置に関する事項

ウ 国民保護措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項

エ 国民保護措置を実施するための体制に関する事項

オ 国民保護措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項

カ 上記のほか、町の区域に係る国民保護措置に関し町長が必要と認める事項

(5) 町国民保護計画の対象となる者

この計画は、国籍を問わず、町の区域内に居住している者はもとより、武力攻撃事態等の発生の際に、通勤、通学、旅行などで町の区域に滞在するものや、市町村域を越えて町域に避難してきた者も保護の対象とする。

(6) 町国民保護計画の対象地域

町の区域内全域（町域を越える避難を実施する場合は避難先地域も含む。）

2 町国民保護計画の構成

町国民保護計画は、次の各編により構成する。

第1編 総論

第2編 平素からの備えや予防

第3編 武力攻撃事態等への対処

第4編 復旧等

第5編 緊急対処事態への対処

なお、資料編を別冊として編集する。

3 町国民保護計画の見直し、変更手続

(1) 町国民保護計画の見直し

町国民保護計画は、政府における国民保護措置についての検証に基づき、必要に応じて行われる基本指針の変更、国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の変更、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

町国民保護計画の見直しに当たっては、町国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

(2) 町国民保護計画の変更手続

町国民保護計画の変更に当たっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、町国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、その同意を得た後、速やかに町議会に報告し、公表するものとする。

ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号。以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、町国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。

第2章 国民保護措置に関する基本方針

町は、武力攻撃事態等において、国民保護法その他の法令、基本指針及び町国民保護計画に基づき、町民の協力を得つつ、他の関係機関と連携協力し、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するとともに、町の区域において、関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

この場合において、町は、特に留意すべき事項について、次のとおり国民保護措置に関する基本方針として定める。

1 基本的人権の尊重

町は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限を加える場合であっても、その制限は、必要最小限のものとし、公正かつ適正な手続きの下に行う。

2 国民の権利利益の迅速な救済

町は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

3 国民に対する情報提供

町は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

4 関係機関相互の連携協力の確保

町は、国、県、近隣市町村並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

5 国民の協力

町は、国民保護法の規定により、国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、協力を要請された国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、町は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努めるとともに、国民保護措置の実施に当たり円滑に協力が得られるよう、企業等との連携体制の確保に努める。

6 高齢者、障がい者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

町は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、町は、国民保護措置の実施に当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

7 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

町は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

8 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

町は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分配慮する。

また、町は、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分配慮する。

9 地域特性への配慮

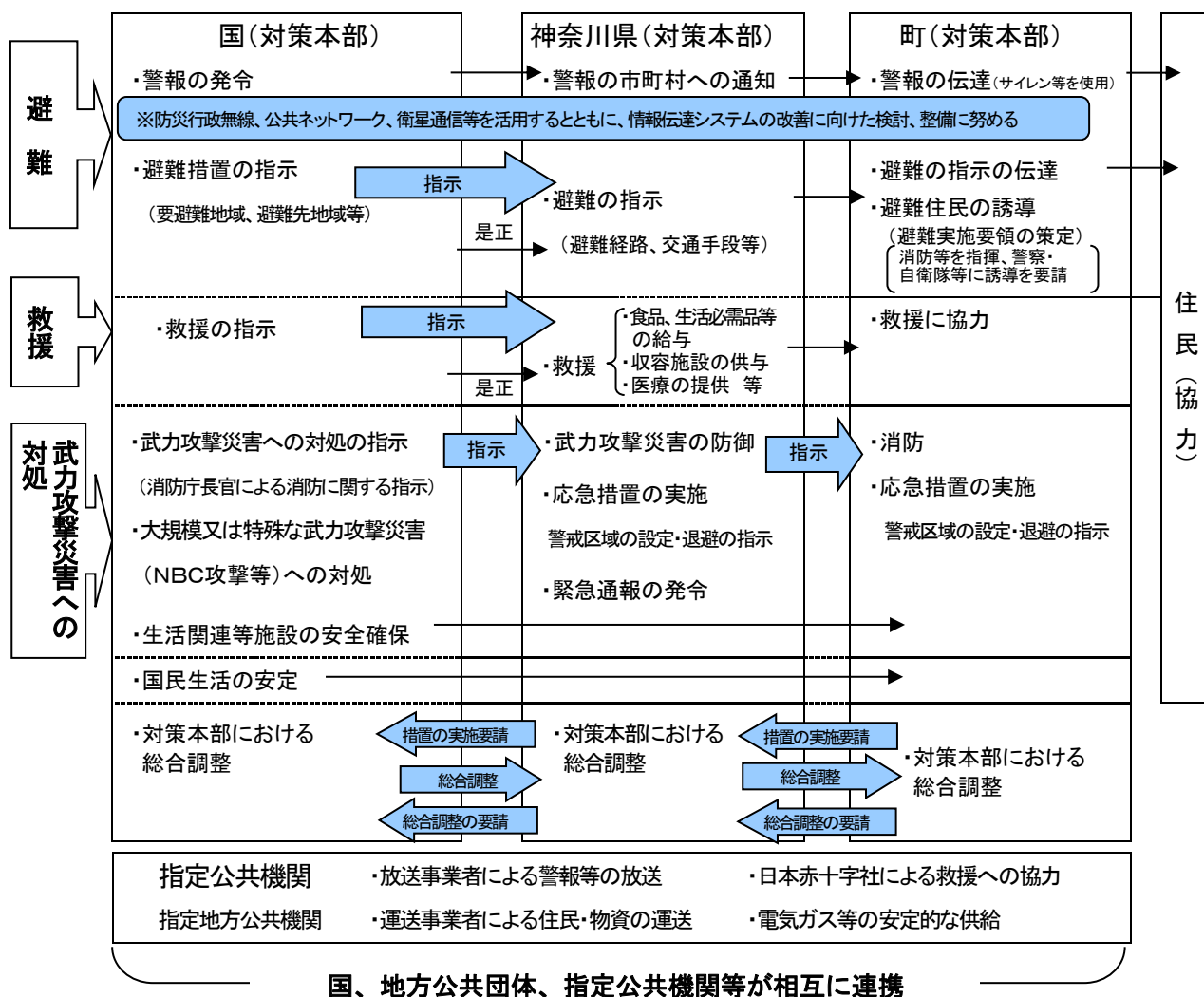
本町は、高齢化率（人口に65歳以上の人口が占める割合）が高いこと及び年間を通じて多くの観光客が訪れる町であるという地域特性を有しているため、町は、国民保護措置の実施に当たっては、これらの地域特性に配慮する。

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

町は、国民保護措置の実施に当たり、関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における町の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口及び事務又は業務をあらかじめ把握する。

【国民保護措置の全体の仕組み】

国民の保護に関する措置の仕組み



1 町

- (1) 町国民保護計画の作成
- (2) 町国民保護協議会の設置、運営
- (3) 町国民保護対策本部 (以下「町対策本部」という。) 及び町緊急対処事態対策本部の設置、運営
- (4) 組織の整備、訓練
- (5) 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施

- (6) 救援の実施又は補助、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施
- (7) 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施
- (8) 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施
- (9) 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

2 県

- (1) 県国民保護計画の作成
- (2) 県国民保護協議会の設置、運営
- (3) 県国民保護対策本部（以下「県対策本部」という。）及び県緊急対処事態対策本部の設置、運営
- (4) 組織の整備、訓練
- (5) 警報の通知
- (6) 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、都道府県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施
- (7) 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施
- (8) 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施
- (9) 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施
- (10) 交通規制の実施
- (11) 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

3 指定地方行政機関

- (1) 関東管区警察局
 - ア 管区内各県警察の国民保護措置及び相互援助の指導・調整
 - イ 他管区警察局との連携
 - ウ 管区内各県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡
 - エ 警察通信の確保及び統制
- (2) 関東総合通信局
 - ア 電気通信事業者・放送事業者との連絡調整
 - イ 電波の監督管理、監視並びに無線施設の設置及び使用の規律に関すること。
 - ウ 非常事態における重要通信の確保
 - エ 非常通信協議会の指導育成
- (3) 関東財務局（横浜財務事務所）
 - ア 財政融資資金の貸付
 - イ 金融機関等に関する措置
 - ウ 国有財産の無償貸付
 - エ 財政上の措置

- (4) 横浜税関
 - 輸入物資の通関手続
- (5) 関東信越厚生局
 - 救援等に係る情報の収集及び提供
- (6) 神奈川労働局
 - ア 電気通信事業者・放送事業者との連絡調整
 - イ 電波の監督管理、監視並びに無線施設の設置及び使用の規律に関すること。
 - ウ 非常事態における重要通信の確保
 - エ 被災者の雇用対策
- (7) 関東農政局
 - ア 武力攻撃災害時における応急用食料の調達・供給に関する事務
 - イ 農業関連施設の応急復旧
- (8) 関東森林管理局（東京神奈川森林管理署）
 - 武力攻撃災害復旧用材（国有林材）の供給
- (9) 関東経済産業局
 - ア 救援物資の円滑な供給の確保
 - イ 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保
 - ウ 被災中小企業の振興
- (10) 関東東北産業保安監督部
 - ア 危険物等の保全
 - イ 鉱山における災害時の応急対策
- (11) 関東地方整備局（京浜河川事務所、川崎国道事務所、横浜国道事務所、相武国道事務所、相模川水系広域ダム管理事務所、京浜港湾事務所）
 - ア 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧
 - イ 港湾施設の使用に関する連絡調整
 - ウ 港湾施設の応急復旧
- (12) 関東運輸局（神奈川運輸支局）
 - ア 運送事業者との連絡調整
 - イ 運送施設及び車両の安全保安
- (13) 東京航空局（東京空港事務所）
 - ア 飛行場使用に関する連絡調整
 - イ 航空機の航行の安全確保
- (14) 東京航空交通管制部
 - 航空機の安全確保に係る管制上の措置
- (15) 東京管区气象台（横浜地方气象台）
 - 気象状況の把握及び情報の提供
- (16) 第三管区海上保安本部（横浜海上保安部、川崎海上保安署、横須賀海上保安部、湘南海上保安署）
 - ア 船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達
 - イ 海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保

- ウ 生活関連等施設の安全確保に係る立入制限区域の指定等
 - エ 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示
 - オ 海上における消火・防除活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- (17) 関東地方環境事務所
- ア 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供
 - イ 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集
- (18) 南関東防衛局（横須賀防衛事務所、座間防衛事務所）
- ア 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整
 - イ 米軍施設内通行等に関する連絡調整

4 自衛隊

武力攻撃事態等における国民保護措置の実施及び関係機関が実施する国民保護措置の支援等

5 指定公共機関

- (1) 日本赤十字社
- ア 医療救護
 - イ 外国人の安否調査
 - ウ 救援物資の備蓄及び配分
 - エ 武力攻撃災害時の血液製剤の供給
 - オ その他の救援
- (2) 独立行政法人国立病院機構
- 医療助産等救護活動の実施
- (3) 公共的施設管理者（東日本高速道路㈱、首都高速道路㈱、中日本高速道路㈱）
- ア 道路の適切な管理
 - イ 道路の応急復旧
- (4) 電気事業者（東京電力㈱、電源開発㈱）
- ア 施設の整備及び点検
 - イ 被災地に対する電力供給の確保
 - ウ 被災施設の応急復旧
- (5) 東京ガス㈱
- ア 施設の整備及び点検
 - イ 被災地に対する燃料の供給の確保
 - ウ 被災施設の応急復旧
- (6) バス事業者（小田急バス㈱、神奈川中央交通㈱、京浜急行バス㈱、国際興業㈱、東急バス㈱、東都観光バス㈱）
- 避難住民の運送の確保

- (7) 鉄道事業者（日本貨物鉄道(株)、東海旅客鉄道(株)、東日本旅客鉄道(株)、小田急電鉄(株)、京王電鉄(株)、京浜急行電鉄(株)、相模鉄道(株)、東京急行電鉄(株)）
 - ア 避難住民の運送及び緊急物資の運送の確保
 - イ 鉄道、軌道関係被害調査及び復旧
- (8) 内航海運事業者（井本商運(株)、近海郵船(株)）
 - 緊急物資の運送の確保
- (9) トラック事業者（佐川急便(株)、西濃運輸(株)、日本通運(株)、福山通運(株)、ヤマト運輸(株)）
 - 緊急物資の運送の確保
- (10) 電気通信事業者（東日本電信電話(株)、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)、KDD I (株)、ソフトバンク(株)、(株)NTTドコモ）
 - ア 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力
 - イ 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い
 - ウ 電気通信施設の被害調査及び復旧
- (11) 放送事業者（日本放送協会、(株)テレビ朝日、(株)テレビ東京、(株)TBSテレビ、(株)フジテレビジョン、日本テレビ放送網(株)、(株)TBSラジオ、(株)日経ラジオ社、(株)ニッポン放送、(株)文化放送）
 - 警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送
- (12) 日本銀行
 - ア 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節
 - イ 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持
- (13) 日本郵便(株)
 - 郵便物の送達確保

6 指定地方公共機関

- (1) （公社）神奈川県医師会、（一社）神奈川県歯科医師会、（公社）神奈川県薬剤師会、（公社）神奈川県看護協会、（地独）神奈川県立病院機構
 - ア 医療助産等救護活動の実施
 - イ 救護活動に必要な医薬品及び医療器材の提供
- (2) 神奈川県道路公社
 - ア 道路の適切な管理
 - イ 道路の応急復旧
- (3) ガス事業者（厚木瓦斯(株)、小田原瓦斯(株)、秦野瓦斯(株)、湯河原瓦斯(株)、（公社）神奈川県LPガス協会）
 - ア 施設の整備及び点検
 - イ 被災地に対する燃料供給の確保
 - ウ 被災施設の応急復旧
- (4) （一社）神奈川県バス協会
 - 避難住民の運送の確保

- (5) 鉄道事業者（伊豆箱根鉄道(株)、江ノ島電鉄(株)、湘南モノレール(株)、箱根登山鉄道(株)、横浜高速鉄道(株)、(株)横浜シーサイドライン）
 - ア 避難住民の運送及び緊急物資の運送の確保
 - イ 鉄道、軌道関係被害調査及び復旧
- (6) (一社)神奈川県トラック協会
 - 緊急物資の運送の確保
- (7) 放送事業者（(株)アール・エフ・ラジオ日本、(株)テレビ神奈川、横浜エフエム放送(株)）
 - 警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送

第4章 町の地理的、社会的特徴

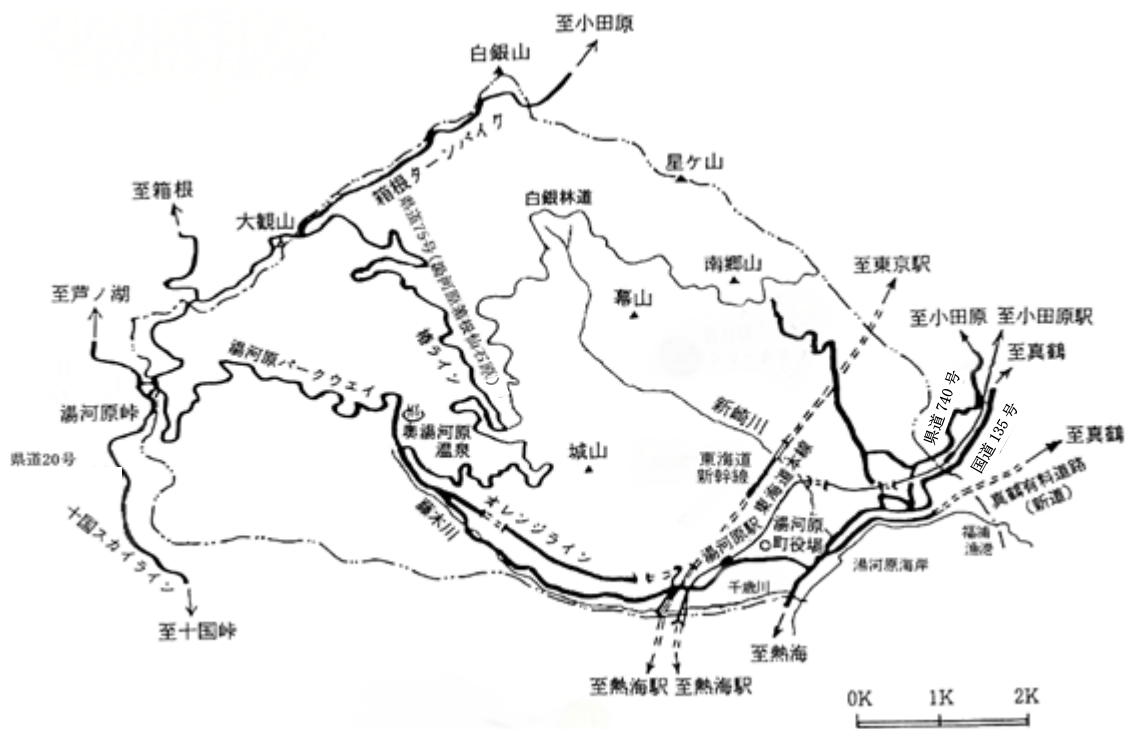
町が、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、特に留意することが必要な町の地理的、社会的特徴等は、次のとおりである。

1 地理的特徴

(1) 位置

町は、神奈川県西南端に位置し、北東部は小田原市、北西部は箱根町、東部は真鶴町、南西部は静岡県熱海市、西部は静岡県函南町に接しており、東京から90km、横浜から60kmにある。

また、町域は、東西10.1km、南北6.8kmで、総面積は40.97km²となっている。



(2) 地形

町の三方を箱根外輪山や伊豆・熱海の山々に囲まれた急峻な山地、南郷山の山腹からの比較的緩やかな丘陵地、相模灘に向かって流れる千歳川と新崎川の流域の平坦地、真鶴半島・伊豆半島に囲まれた波静かな海岸などから形成されている。

(3) 気候

黒潮の影響を受け、年平均気温は、16～17度で、冬暖かく、夏は比較的涼しい、一年を通じて温暖な気候である。（平成28年 湯河原町消防本部観測データ）

年平均気温	17.3℃
最高気温	37.3℃
最低気温	0.3℃
年間降水量	1,897.0ミリメートル
月平均降雨量	158.1ミリメートル
年間降雨日数	60日

2 社会的特徴

(1) 人口及び世帯

町の人口は、微減傾向にあり、平成29年1月1日現在で、25,681人(男12,051人、女13,630人)で、世帯数は12,673世帯となっている。

人口の年齢構成では、0～14歳までの年少人口が8.9%、15～64歳の生産年齢人口が52.8%、65歳以上の高齢者人口が38.3%となっており、県内でも最も高齢化率の高い市町村の一つとなっている。

また、今後、この高齢化率は、全国平均より一段と早いペースで進行し、平成32年には、39.0%、平成37年には39.4%となることが推計されている。

人口及び世帯数（平成29年1月1日現在）

地区	総数	男	女	世帯数
奥湯河原	146	69	77	108
温泉場	1,481	690	791	844
宮上	1,667	754	913	873
宮下	4,293	1,952	2,341	2,243
城堀	2,296	1,125	1,171	1,195
門川	2,136	1,018	1,118	1,043
鍛冶屋	4,502	2,152	2,350	2,021
中央	2,727	1,279	1,448	1,310
吉浜	3,634	1,689	1,945	1,777
川堀	1,760	853	907	780
福浦	1,039	470	569	479
合計	25,681	12,051	13,630	12,673

(2) 交通

ア 道路

町内には、町道等のほかに沿岸部を東に真鶴町を通り小田原市方面に、また西には静岡県熱海市に通じている国道135号、内陸部を箱根町芦ノ湖方面に通じている有料道路湯河原パークウェイ及び県道75号（湯河原箱根仙石原）があり、その延長は、224.7kmとなっている。

イ 鉄道等

町内には、唯一の鉄道駅として J R 東海道線湯河原駅があり、1 日平均の乗車人数は、5,922人（平成28年度）となっている。

また、町内及び近隣市町を結ぶ路線バスは、湯河原駅を中心に 3 社及び町によって運行され、町民及び観光客の足として役割を果たしている。

(3) 漁港

町内には、第 1 種漁港である福浦漁港がある。

(4) 観光客

本町は、千歳川上流の藤木川流域に温泉が湧出し、県立奥湯河原自然公園や富士箱根伊豆国立公園に含まれる緑豊かな山々に囲まれた閑静な温泉保養地であり、年間では57万人を超える宿泊客、284万人を超える日帰り客が訪れている。

第5章 町国民保護計画が対象とする事態

町国民保護計画においては、県国民保護計画において想定される武力攻撃事態及び緊急対処事態を対象とする。

1 武力攻撃事態

町国民保護計画においては、県国民保護計画において想定されている次の4種類の武力攻撃事態を対象として想定する。

(1) 着上陸侵攻

【特徴】

- ・ 船舶により上陸する場合は、沿岸部が当初の侵攻目標になりやすく、航空機による場合は、沿岸部に近い空港が攻撃目標となりやすい。
- ・ 国民保護措置を実施すべき地域が広範囲、期間が比較的長期に及ぶことも想定される。

(2) ゲリラや特殊部隊による攻撃

【特徴】

- ・ 突発的に被害が発生することも考えられる。
- ・ 被害の範囲は、比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、大きな被害が生ずるおそれがある。
- ・ NBC兵器（核又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器）やダーティボム（放射性物質を散布することにより放射能汚染を引き起こすことを意図した爆弾）が使用されることも想定される。

(3) 弾道ミサイル攻撃

【特徴】

- ・ 発射された段階での攻撃目標の特定が極めて困難で、短時間での着弾が予想される。
- ・ 弾頭の種類（通常弾頭又はNBC弾頭）を着弾前に特定するのが困難で、弾頭の種類に応じて被害の様相及び対応が大きく異なる。

(4) 航空攻撃

【特徴】

- ・ 弾道ミサイル攻撃の場合に比べ、兆候を察知することは比較的容易であるが、あらかじめ攻撃目標を特定することが困難である。
- ・ 都市部の主要な施設やライフライン（電気・ガス等の生活生命線）のインフラ（社会基盤）施設が目標となることも想定される。

2 緊急処理事態

町国民保護計画においては、県国民保護計画において想定されている次の分類の緊急処理事態を対象として想定する。

(1) 攻撃対象施設等による分類

ア 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

【事態例】

- ・ 可燃性ガス貯蔵施設等の爆破
- イ 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

【事態例】

- ・ 大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破
- ・ 列車等の爆破

(2) 攻撃手段による分類

- ア 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態

【事態例】

- ・ ダーティボム等の爆発による放射能の拡散
- ・ 炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布
- ・ 市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布
- ・ 水源地に対する毒素等の混入

- イ 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

【事態例】

- ・ 航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ
- ・ 弾道ミサイル等の飛来

第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等

第1 町における組織・体制の整備

町は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及びサービス基準等の整備を図る必要があることから、各部における平素の業務、職員の参集基準等について、次のとおり定める。

1 町の各課における平素の業務

町の各課は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備のための業務を行う。

【町の各課における平素の業務】

課名	平 素 の 業 務
秘書広報室	1 報道機関との連絡調整に関する事。
地域政策課	1 町国民保護協議会に関する事。 2 町国民保護計画に関する事。 3 町対策本部に関する事。 4 避難実施要領のパターン作成に関する事。 5 初動体制の整備に関する事。 6 関係機関（国、県、指定地方行政機関、指定地方公共機関、自衛隊等）との連絡体制の整備に関する事。 7 防災行政無線及び非常通信体制の整備・管理に関する事。 8 警報の通知・伝達、避難の指示、緊急通報に係る体制の整備に関する事。 9 被災情報の収集・提供体制の整備に関する事。 10 安否情報の収集・提供体制の整備に関する事。 11 自主防災組織の支援に関する事。 12 研修、訓練及び啓発に関する事。 13 特殊標章等の交付、管理に関する事。 14 避難及び救援に関する体制の整備に関する事。 15 生活関連等施設の把握に関する事。 16 物資・資機材の備蓄及び調達体制の整備に関する事。 17 ボランティア団体等の支援に関する事。 18 その他各部に属さない国民保護措置等に関する事。
財政課	1 現金及び物品の出納及び保管に関する事。
庶務課	1 国民の権利利益の救済に関する手続に関する事。

こども支援課	1 保育園児の避難・救護体制に関する事。
社会福祉課	1 高齢者、障がい者等避難行動要支援者の避難・救護体制に関する事。 2 避難施設の運営体制の整備に関する事。
介護課	1 高齢者、障がい者等避難行動要支援者の避難・救護体制に関する事。
保健センター	1 救援に関する医療関係団体等との連絡調整に関する事。 2 物資・資機材（医薬品等）の調達体制に関する事。
住民課	1 遺体の収容・処理、火葬、埋葬に関する事。
観光課	1 商工関係機関との連絡調整に関する事。 2 観光客等に対する広報等に関する事。 3 観光関係団体との連絡調整に関する事。
農林水産課	1 港湾施設の保全に関する事。 2 農道・林道の保全に関する事。
環境課	1 廃棄物の処理に関する事。 2 遺体の収容・処理、火葬、埋葬に関する事。 3 危険動物及びペット動物の対策に関する事。
土木課	1 道路・橋梁の保全に関する事。
水道課	1 水道施設の保全に関する事。 2 応急給水に関する事。
温泉課	1 温泉施設の保全に関する事。
下水道課	1 下水道施設の保全に関する事。
議会事務局	1 議会議員との連絡調整に関する事。
学校教育課	1 文教施設の保全に関する事。 2 幼稚園児、児童及び生徒の避難・救護体制に関する事。 3 学校等における啓発に関する事。
社会教育課	1 文教施設の保全に関する事。 2 学校等における啓発に関する事。
消防本部	1 消防活動体制の整備に関する事。 2 通信体制の整備・管理に関する事。 3 情報収集・提供体制の整備に関する事。 4 装備・資機材の整備に関する事。 5 住民の避難誘導に関する事。 6 武力攻撃災害への対処に関する事。 7 消防団との連絡調整に関する事。

2 町職員の参集基準等

(1) 職員の迅速な参集体制の整備

町は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員が迅速に参集できる体制を整備する。

(2) 24時間即応体制の確立

町は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期すため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員を速やかに確保し、また、町対策本部の本部長（以下「町対策本部長」という。）である町長との連絡体制を確立できるよう、次の体制をとる。

ア 当直体制

消防本部との連携を図りつつ、町の当直等の強化を図るなど、24時間即応可能な体制を確保する。

イ 幹部職員等への連絡体制

町の幹部職員及び防災主管課における国民保護担当職員（以下「国民保護担当職員」という。）は、常時、携帯電話等を携行し、当直からの連絡に応じて緊急参集できる体制をとる。

ウ 幹部職員等の参集が困難な場合の対応

町の幹部職員及び国民保護担当職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定する。

(3) 町の体制及び職員の参集基準等

町は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、次の体制を整備するとともに、その参集基準を定める。その際、町長の行う判断を常時補佐できる体制の整備に努める。

事態	体制	参集基準	配備内容	
事態認定前	非常配備体制	事態認定に繋がる可能性があると考えられる事案が発生するおそれがあると通報又は通知を受け、情報収集等の初動対応を行う必要があるとき。	防災主管課職員は、待機体制に入り、事態の推移に伴い、速やかに人員を増員し、必要な対策が行える体制	
	緊急事態連絡室体制	町対策本部設置に準じた全部課による対応を行う必要があるとき。	原則として、全課長を動員し、必要な対策を実施する体制	
事態認定後	本部未設置	非常配備体制	情報収集等の初動対応を行う必要があるとき。	防災主管課職員は、待機体制に入り、事態の推移に伴い、速やかに人員を増員し、国民保護措置を実施することができる体制
		緊急事態連絡室体制	町対策本部設置に準じた全部課による対応を行う必要があるとき。	原則として、全課長を動員し、国民保護措置を実施することができる体制
	本部設置	町対策本部体制	国民保護対策本部設置の通知を受けたとき。	原則として、職員全員を動員し、国民保護措置を実施することができる体制

※ 消防本部においても、同様に消防本部及び消防署の初動体制を整備するとともに、職

員の参集基準を定めるものとする。

(4) 参集職員の所掌事務

町は、参集した職員の行うべき所掌事務を別に定める。

(5) 交代要員等の確保

町は、防災に関する体制を活用しつつ、町対策本部を設置した場合において、その機能が保持されるよう、次の項目について整備を図る。

ア 交代要員の確保その他職員の配置

イ 食料、燃料等の備蓄

ウ 自家用発電設備の確保

エ 仮眠設備等の確保等

3 消防機関の体制

(1) 消防本部及び消防署における体制

消防本部及び消防署は、町における参集基準等と同様に、消防本部、消防署における初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定める。その際、町は、消防本部及び消防署における24時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における消防本部及び消防署との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置が実施できる体制を整備する。

(2) 消防団の充実・活性化の推進等

町は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組を積極的に行い、県と連携し、消防団の充実・活性化を図る。

また、町は、県と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

さらに、町は、消防本部及び消防署における参集基準等を考慮し、消防団員の参集基準を定める。

第2 関係機関との連携体制の整備

町は、国民保護措置の実施に当たっては、国、県、他の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、次のとおり関係機関との連携体制整備のあり方について定める。

1 基本的考え方

(1) 防災のための連携体制の活用

町は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

(2) 関係機関相互の意思疎通

町は、避難、救援に関して、関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関との意思疎通を図り、人的なネットワークを構築する。

(3) 関係機関の連絡先の把握

町は、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係機関の連絡先等について、常に最新の情報を把握しておく。

(4) 関係機関の計画との整合性の確保

町は、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

2 県との連携

(1) 県の連絡先の把握等

町は、緊急時に連絡すべき県の連絡先及び担当部署について把握するとともに、定期的に更新を行い、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、県と必要な連携を図る。

(2) 県との情報共有

町は、警報の内容、避難、救援等を行う場合の経路や運送手段等に関し、県と必要な情報の共有を図る。

(3) 町国民保護計画の県への協議

町は、県との国民保護計画の協議を通じて、県の行う国民保護措置と町の実行する国民保護措置との整合性の確保を図る。

(4) 県警察との連携

町長は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、県警察と必要な連携を図る。

3 近隣市町村との連携

(1) 近隣市町村との連携

町は、近隣市町村の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近隣市町村相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、防災に関し締結されている市町村間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近隣市町村相互間の連携を図る。

(2) 消防機関の連携体制の整備

町は、消防機関の活動が円滑に行われるよう、近隣市町村の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の消防応援協定等の見直しを行うこと等により、消防機関相互の連携を図る。また、消防機関のNBC対応可能部隊数やNBC対応資機材の保有状況を相互に把握し、相互応援体制の整備を図る。

4 指定公共機関、指定地方公共機関及び関係機関との連携

(1) 指定公共機関及び指定地方公共機関との連携

町は、区域内の指定公共機関、指定地方公共機関との緊密な連携を図るとともに、それらの連絡先、担当部署等について、最新の情報を常に把握する。

(2) 医療機関との連携

ア 町は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防機関とともに、災害医療拠点病院、救急指定病院、医師会等との連絡体制を確認するとともに、平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

イ 特殊な災害への対応が迅速に行えるよう、(財)日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。

(3) 関係機関との協定の締結等

ア 町は、関係機関から物資及び資機材の供給並びに避難住民の運送等について、必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

イ 町は、区域内の事業所における防災対策への取組に支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

5 自主防災組織等に対する支援

(1) 町は、県とともに自主防災組織及び自治会等（以下「自主防災組織等」という。）の核となるリーダーに対しての研修を通じて、国民保護措置の周知及び自主防災組織の活性化を推進し、その充実を図る。

(2) 町は、自主防災組織等の相互間及び消防団との連携が図られるよう配慮する。また、国民保護措置についての訓練の実施を促進し、自主防災組織等が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図る。

6 ボランティア団体等に対する支援

町は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

第3 通信の確保

町は、武力攻撃事態等において、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、非常通信体制の整備等による通信の確保が重要であることから、非常通信体制の整備等について定める。

1 非常通信体制の確保

町は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実にを行うため、情報伝達ルートが多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、情報収集、連絡体制の整備に努める。

(1) 町は、非常時の通信体制を確保するために、電気通信事業者から提供されている災害時優先電話の効果的な活用を図る。

(2) 町は、関東地方非常通信協議会の構成員が所有する通信施設を利用できるよう、連携を図る。

- (3) 町は、防災行政無線通信網の輻輳・混信時等の対策に十分留意し、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び業務用移動通信の運用方法について調整を図る。
- (4) 町は、武力攻撃事態等における警報等情報の受伝達を迅速かつ確実にできるよう、緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、防災行政通信網等の整備等を的確に行い、各種通信手段の活用のための体制や設備の整備等に努める。

2 実践的な通信訓練の実施

町は、武力攻撃災害により、通信が輻輳若しくは途絶し、又は庁舎への電源供給が途絶えた場合を想定するなど、関係機関との実践的な通信訓練の実施に努める。

第4 情報収集・提供等の体制整備

町は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の内容の通知及び伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備を行う。

1 基本的考え方

(1) 情報収集・提供のための体制の整備

ア 町は、武力攻撃災害の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報を収集又は整理し、関係機関及び住民に対し、これらの情報を適時かつ適切に提供するための体制を整備する。

イ 町は、高齢者、障がい者、外国人等、情報の伝達に際し援護を要する者及び通常の手段では情報の入手が困難と考えられる者にも情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図るよう努める。

(2) 体制の整備に当たっての留意事項

町は、体制の整備に当たっては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

(3) 関係機関における情報の共有

町は、国民保護措置の実施のため、必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティ（保護）等に留意しながらデータベース化（コンピュータでの情報集積）等に努める。

2 警報等の伝達に必要な準備

(1) 警報の伝達体制の整備

町は、知事から警報の内容の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう、事前に説明会等を行い周知を図る。この場合において、民生委員や社会福祉協議会、国際交流協会等との協力体制を構築するなど、高齢者、障がい者、外国人への伝達に配慮する。

(2) 防災行政無線の整備

町は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる防災行政無線のデジタル化の推進や可聴範囲の拡大を図る。

(3) 県警察等との連携

町は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察又は必要に応じて海上保安部等との協力体制を構築する。

(4) 国民保護に係るサイレンの住民への周知

国民保護に係るサイレン音（「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付け消防運第17号国民保護運用室長通知）については、訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。

(5) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

町は、県から警報の内容の通知を受けたときに、町長が迅速に警報の内容の伝達を行うこととなる区域内に所在する学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅その他の多数の者が利用又は居住する施設について、その施設の管理者の連絡先等を把握し、随時、更新を行う。

(6) 民間事業者からの協力の確保

町は、民間事業者が警報の内容の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、各種の取組を推進する。その際、先進的な事業者の取組をPRすること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。

3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

(1) 安否情報の収集に必要な準備

町は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報を武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（平成17年3月28日総務省令第44号。以下「安否情報省令」という。）に規定する安否情報収集の様式により、円滑に収集することができるよう必要な準備をする。

(2) 安否情報の収集等のための体制整備

町は、県と連携し、消防庁が運用する武力攻撃事態等における安否情報収集・提供システム（以下「安否情報システム」という。）を利用した安否情報の収集、整理、報告及び提供が円滑に行われるよう、あらかじめ町における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者等を定めるとともに、職員に対し、必要な研修・訓練を行う。

(3) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

町は、武力攻撃事態等に至ったときに直ちに安否情報の収集が実施できるよう、医療機関、諸学校、大規模事業所等、安否情報を保有し、収集に協力を要請する機関を把握する。

4 被災情報の収集、整理及び報告に必要な準備

(1) 情報収集・連絡体制の整備

町は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備を図る。

(2) 担当者の育成

町は、あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう、研修や訓練を通じ担当者の育成に努める。

第5 国民の権利利益の救済に係る体制整備

1 国民の権利利益に係る体制整備

町は、武力攻撃事態等の認定があった場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設する。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得るなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

2 国民の権利利益に関する文書の保存

町は、国民の権利利益の救済の手続に関する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、湯河原町行政文書管理規程に定めるところにより、適切に保存する。また、国民の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐため、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

町は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

第6 研修及び訓練

町職員は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要がある。

このため、町における研修及び訓練のあり方について必要な事項を定める。

1 研修

(1) 研修機関における研修の活用

町は、国民保護の知見を有する職員を育成するため、消防大学校、市町村職員中央研修所、県消防学校等の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

(2) 職員等の研修機会の確保

町は、職員に対して、国、県等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。

また、県と連携し、消防団員及び自主防災組織のリーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト、eラーニング等も活用するなど多様な方法により研修を行う。

(3) 外部有識者等による研修

町は、職員等の研修の実施に当たっては、消防職員を活用するほか、県、自衛隊及び警察職員、学識経験者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用する。

2 訓練

(1) 町における訓練の実施

町は、近隣市町村、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、県警察、海上保安部等、自衛隊との連携を図り、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。

(2) 訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人・物を動かす実動訓練、付与状況に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にして、次に示す訓練を実施する。

- ・ 参集訓練
- ・ 町対策本部設置運営訓練
- ・ 警報・避難指示等の受伝達訓練
- ・ 被災情報・安否情報の収集訓練
- ・ 避難誘導訓練及び救援訓練
- ・ 武力攻撃災害への対応訓練
- ・ その他必要な訓練

(3) 訓練に当たっての留意事項

ア 町は、具体的な事態を想定して訓練を行う。特に町の地域特性である高齢者等や観光客への措置を想定して訓練を行うよう努める。

イ 町は、訓練の実施に当たっては、県、近隣市町村、自衛隊及び関係機関等との連携を図る。

ウ 町は、訓練後に評価を行い、課題等を明らかにするよう努める。

エ 町は、図上訓練等を重ねることにより、町国民保護計画の検証を行う。

オ 町は、国民保護措置と防災の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させて訓練を行うよう努める。

カ 町は、訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、自治会等の協力を求めるとともに、特に高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。

キ 町は、自治会、自主防災組織などと連携し、住民に広く訓練の参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、開催場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。

ク 町は、県と連携し、学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、火災や地震等の計画及びマニュアル等に基づいて警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため、必要となる訓練の実施を促す。

ケ 町は、県警察と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

第2章 避難及び救援に関する平素からの備え

避難及び救援に関する平素からの備えに関して、必要な事項を定める。

1 避難及び救援に関する基本的事項

(1) 基礎資料の収集

町は、迅速かつ適切に避難住民の誘導を行うことができるよう、地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等、次に掲げる基礎的資料を準備し、随時、更新を行う。

- ア 町の地図
- イ 人口分布
- ウ 世帯数
- エ 昼夜間人口データ
- オ 道路網のリスト
- カ 鉄道網のリスト
- キ 輸送力のリスト
- ク 避難施設のリスト
- ケ 備蓄場所、備蓄物資、調達可能物資のリスト
- コ 災害医療拠点病院リスト
- サ 生活関連等施設のリスト
- シ 自治会、自主防災組織の連絡先
- ス 関係機関（国・県・民間事業者等）の連絡先一覧・協定
- セ 広域応援活動拠点のリスト
- ソ 墓地、火葬場等のリスト
- タ 避難行動要支援者名簿
- チ その他必要なリスト等

(2) 隣接市町との連携

町は、町の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から隣接市町と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

(3) 高齢者、障がい者等避難行動要支援者への配慮

町は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障がい者等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時の対応として整備する「避難行動要支援者名簿」を活用し、避難対策を講ずる。その際、避難誘導時において、防災・福祉関係部局を中心とした横断的な「(仮称) 避難行動要支援者支援班」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。

(4) 民間事業者からの協力の確保

町は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性にかんがみ、平素からこれら企業等の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築する。

(5) 事業所、学校との連携

町は、大規模な事業所や学校における避難に関して、時間的余裕がない場合においては、事業所、学校単位により集団で避難することを踏まえて、平素から各事業所等における避

難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて対応を確認する。

2 避難実施要領のパターンの作成

町は、関係機関（町教育委員会などの町の各執行機関、県、県警察、海上保安部等、自衛隊）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアル（要領）を参考に、季節の別、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況等に配慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。

この場合において、高齢者、障がい者等自ら避難することが困難な者や観光客等の避難方法等について配慮する。

また、町は、避難実施要領の内容を住民及び関係団体に的確かつ迅速に伝達するため、あらかじめ伝達方法等を定める。

3 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

町は、県と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

(1) 輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

町は、県が保有する町の区域の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有する。

(2) 運送経路の把握

町は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、県が保有する町の区域に係る運送経路の情報を共有する。

4 避難施設の指定への協力

町は、県が行う避難施設の指定に際しては、施設の収容人数、構造、保有設備等の必要な情報を提供するなど県に協力する。

町は、県が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、県と共有するとともに、県と連携して住民に周知する。

5 生活関連等施設の把握等

町は、町の区域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて又は自らが保有する情報に基づき把握するとともに、県との連絡体制を整備する。

(1) 生活関連等施設の安全確保の留意点

町は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」（平成17年8月29日閣副安危第364号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付け内閣参事官通知）に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施の在り方について定める。

【生活関連等施設の種類】

国民保護法施行令		施設の種類
第27条	1号	発電所、変電所
	2号	ガス工作物
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池
	4号	鉄道施設、軌道施設
	5号	電気通信事業用交換設備
	6号	放送用無線設備
	7号	水域施設、係留施設
	8号	滑走路等、旅客ターミナル、航空保安施設
	9号	ダム
第28条	1号	危険物
	2号	毒物及び劇物（毒物及び劇物取締法）
	3号	火薬類
	4号	高圧ガス
	5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）
	6号	核原料物質
	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）
	8号	毒薬及び劇薬（薬事法）
	9号	事業用電気工作物内の高圧ガス
	10号	生物剤、毒素
	11号	毒性物質

- (2) 町は、その管理に係る公共施設等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、県の措置に準じて警戒等の措置を実施する。この場合において、県警察、海上保安部等との連携を図る。

第3章 物資及び資機材の備蓄、整備

町が行う国民保護措置の実施に必要な物資及び資機材の備蓄整備について、次のとおり定める。

1 町における備蓄

(1) 防災のための備蓄の活用

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資機材については、従来の防災のために備えた物資や資機材と共通するものが多いことから、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資機材について、備蓄し、又は調達体制を整備する。

(2) 国民保護措置のために必要な物資及び資機材

国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、町としては、国及び県の整備状況等も踏まえ、県と連携しつつ対応する。

【国民保護措置のために必要な物資及び資機材の例】

安定ヨウ素剤、天然痘ワクチン、化学防護服、放射線測定装置、放射性物質等による汚染の拡大を防止するための除染器具 など

(3) 県、他の市町村その他関係機関との連携

町は、国民保護措置のため特に必要となる物資及び資機材の備蓄・整備について、県と密接に連携して対応する。

また、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても国民保護措置に必要な物資及び資機材を調達することができるよう、県、国、他の市町村その他関係機関との連携体制を整備する。

2 町が管理する施設及び設備の整備及び点検等

(1) 施設・設備の整備及び点検

町は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、整備し、又は点検する。

(2) ライフライン施設の機能の確保

町は、町が管理する上下水道施設のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による機能の確保に努める。

(3) 復旧のための各種資料等の整備

町は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図るとともに、バックアップ体制を整備するよう努める。

第4章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において、住民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について、必要な事項を次のとおり定める。

1 国民保護措置に関する啓発

(1) 啓発の方法

町は、国及び県と連携しつつ、住民に対し、広報紙、パンフレット、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等の機会を捉えて啓発する。また、高齢者、障がい者、外国人等に対しては、大きな文字、点字及び外国語等を使用した広報媒体を使用するなど、実態に応じた方法により啓発を行う。

(2) 防災に関する啓発との連携

町は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織の特性も活かしながら住民への啓発を行う。

(3) 学校における教育

町教育委員会は、県教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、町立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発

(1) 住民がとるべき行動の啓発

町は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の町長等に対する通報義務、不審物等を発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

また、町は、武力攻撃事態等において、住民がとるべき行動についても、国が作成する各種資料等に基づき、住民に対し周知するよう努める。

(2) 応急手当の普及・啓発

町は、日本赤十字社、県、消防機関などとともに、傷病者の応急手当についての普及に努める。

第5章 観光旅行者等の保護

観光地である本町には、多数の観光旅行者等が訪れる。武力攻撃事態等においては、警報や避難の指示などの多くの情報を、町は、自治会、自主防災組織を通じて住民に伝達することとなるが、観光旅行者等は、こうした伝達ルートから情報を入手することが困難な状態にあり、また、地理も不案内である。このため、町は、観光旅行者等に対する国民保護措置を的確かつ迅速に実施できるよう、必要な対策について、次のとおり定める。

なお、外国人観光旅行者等については、情報の多言語化など、特に配慮を行うものとする。

1 観光旅行者等への情報伝達体制の構築

(1) 観光関係団体との連携

町は、県と連携し、観光旅行者等に警報、避難の指示などを迅速かつ的確に伝達できるよう、一般社団法人湯河原温泉観光協会や湯河原温泉旅館協同組合等の観光関係団体を通じた旅館、ホテル等、観光施設への情報伝達体制及び観光旅行者が利用すると考えられる公共交通機関やタクシー等との情報伝達体制の整備に努める。

(2) 観光旅行者等への情報提供

町は、観光旅行者等への情報を迅速かつ的確に提供できるよう、情報提供窓口の設置やITによる情報等の伝達システムの構築に努めるとともに、放送事業者等へ迅速かつ的確に情報が伝達できるよう平素から意思の疎通を図る。

2 帰宅困難な観光旅行者等への支援

他の市町村で武力攻撃事態等が発生した場合、公共交通機関等が途絶し、当該市町村に帰宅が困難な観光旅行者等が多数発生することも想定される。こうしたことから、県と連携し、あらかじめ相談窓口等の設置、帰宅支援対策及び一時的な滞在所の設置等について検討する。

第3編 武力攻撃事態等への対処

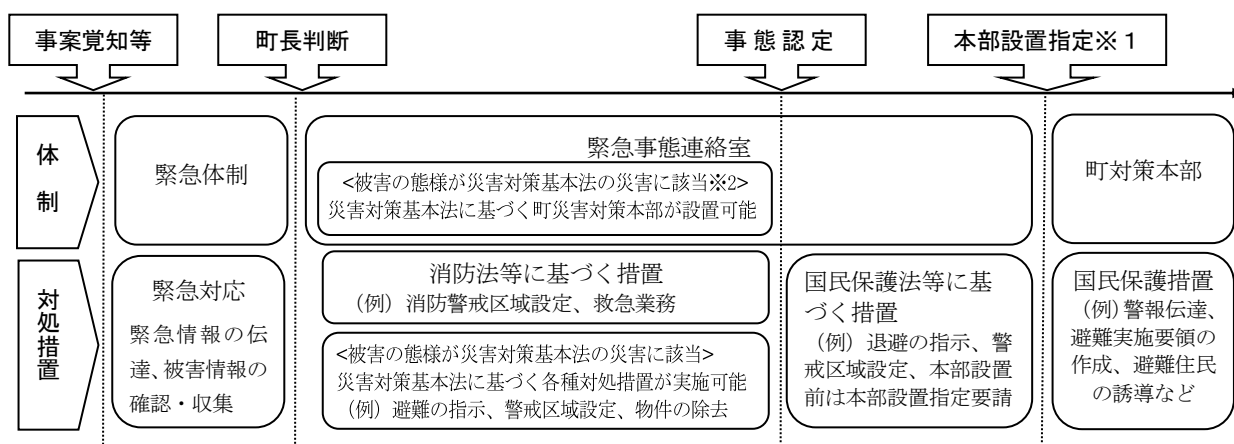
第1章 初動体制の迅速な確立及び初動措置

多数の死傷者の発生、建造物の破壊等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかでないことが多いことから、町は、武力攻撃事態等や緊急対処事態の認定が行われる前の段階においても、住民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となる。

また、他の市町村において攻撃が発生している場合や、何らかの形で攻撃の兆候に関する情報が提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるよう、即応体制を強化しておくことが必要となる。

このため、町は、初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことが必要であることから、町の初動体制について、次のとおり定める。

1 事態認定前における初動体制の整備及び初動措置



※1 事態認定と本部設置指定は、同時の場合も多いと思われるが、事態に応じて追加で本部設置指定する場合は、事態認定と本部設置指定のタイミングがずれることになる。

※2 災害対策基本法上の災害とは、自然災害のほか、大規模な火災・爆発、放射性物質の大量放出等の事故等とされている。

(1) 緊急体制

町は、対処に時間的余裕のない弾道ミサイル攻撃や、テロによる爆発などの突発的な攻撃を覚知した場合は、町長の指示の有無にかかわらず緊急体制をとり、ミサイル発射等の緊急情報の伝達、被害状況の確認等の緊急対応を実施する。

緊急体制における各部の対応は、次のとおりである。

対策部	課	緊急対応業務
総務対策部 議会対策部	地域政策課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全体の指示に関すること ・ 防災行政無線等による緊急情報の伝達に関すること ・ 被害情報の総括に関すること（事後）
	秘書広報室 財政課 庶務課 税務課 徴収対策課 出納室 議会事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 庁内の職員及び来庁者への緊急情報の伝達に関すること ・ 事態に関する情報収集（警察、消防、県、関係機関等）に関すること ・ 被害情報の収集（人的・物的）及び現地確認に関すること（事後）
福祉対策部	介護課 住民課 保健センター こども支援課 社会福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育園への緊急情報の伝達に関すること ・ 所管施設、団体等の被害情報の収集に関すること（事後） ・ 被害者の情報収集医療に関すること（事後）
まちづくり 対策部	まちづくり課 土木課 公園課 観光課 農林水産課 環境課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所管の施設、団体等への緊急情報の伝達に関すること ・ 所管施設、団体等の被害情報の収集に関すること（事後） ・ 被害情報の収集（人的・物的）及び現地確認に関すること（事後）
企業対策部	水道課 温泉課 下水道課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所管施設等の被害情報の収集に関すること（事後）
教育対策部	学校教育課 社会教育課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校、社会教育施設（利用者）への緊急情報の伝達に関すること ・ 所管施設、団体等の被害情報の収集に関すること（事後）
消防対策部	消防本部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町域の被害情報の収集に関すること（事後） ・ 災害対応に関すること（事後）

(2) 緊急事態連絡室等の設置

ア 町長は、現場からの情報により、多数の死傷者の発生や、建造物の破壊等の事案の発生を把握した場合は、速やかに県及び県警察に連絡を行うとともに、町としての確かつ迅速に対処するため、緊急事態連絡室を設置する。

また、緊急事態連絡室を設置した旨について県に連絡をする。

イ 緊急事態連絡室は、消防及び消防以外の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、県、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに、これらの関係機関と密接な連携を図る。

(3) 初動措置の確保

町は、緊急事態連絡室において、各種の連絡調整に当たるとともに、現場の消防機関による消防法に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは救助・救急の活動状況を踏まえ、必要により災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。

また、町長は、国、県等から入手した情報を消防機関等へ提供するとともに、必要な指示を行う。

町は、警察官職務執行法に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。

また、政府による事態認定がなされ、町に対して、町対策本部の設置の指定がない場合においては、町長は、必要に応じ、国民保護法に基づき、退避の指示、警戒区域の設定、対策本部設置の要請などの措置等を行う。

(4) 関係機関への支援の要請

町長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、県や他の市町村等に対し支援を要請する。

(5) 町対策本部への移行に要する調整

緊急事態連絡室を設置した後に政府において事態認定が行われ、町に対して、町対策本部を設置すべき市町村の指定の通知があった場合については、町は、直ちに町対策本部を設置し、緊急事態連絡室を廃止する。この場合において、町対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置を講じている場合は、すでに講じた措置に代えて改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなどの必要な調整を行う。

2 武力攻撃事態等の兆候に関する連絡があった場合の対応

町は、国から県を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合や武力攻撃事態等の認定が行われたが、町に関して町対策本部を設置すべき指定がなかった場合等において、町長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、非常配備体制を立ち上げ、又は緊急事態連絡室を設置して、即応体制の強化を図る。

この場合において、町長は、情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、町の区域において事案が発生した場合に迅速に対応できるよう必要に応じ全庁的な体制を構築する。

第2章 町対策本部の設置等

町は、武力攻撃事態等において、町及び関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進するため、町対策本部を設置する。

1 町対策本部の設置

(1) 町対策本部設置の手順

ア 町対策本部を設置すべき町の指定の通知

町長は、内閣総理大臣から、総務大臣及び県知事を経由して町対策本部を設置すべき町の指定の通知を受ける。

イ 町長による町対策本部の設置

町長は、指定の通知を受けたときは、直ちに町長を本部長とする町対策本部を設置する。なお、事前に緊急事態連絡室を設置していた場合は、直ちに、緊急事態連絡室を廃止し、町対策本部に切り替えるものとする。

ウ 町対策本部員及び町対策本部職員の参集

町対策本部担当者は、町対策本部員、町対策本部職員等に対し、職員連絡網を活用し、町対策本部に参集するよう連絡する。

エ 町対策本部の開設

町は、町第1庁舎2階特別会議室に町対策本部を開設するとともに、町対策本部に必要な各種通信システムの起動及び電話回線の増設等、必要な設備の設置、資機材の配置等の準備を開始する。

オ 町対策本部設置の連絡

町長は、町対策本部を設置したときは、町議会に町対策本部を設置した旨を連絡する。

カ 交代要員等の確保

町は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等を行う。

キ 本部の代替機能の確保

町は、町対策本部が被災した場合等、町対策本部を町庁舎内に設置できない場合には、次の場所に町対策本部を設置する。なお、事態の状況に応じ、町長の判断により下記の順位を変更することを妨げるものではない。

また、町区域外への避難が必要で、町の区域内に町対策本部を設置することができない場合には、知事と町対策本部の設置場所について協議を行う。

第1順位 消防本部

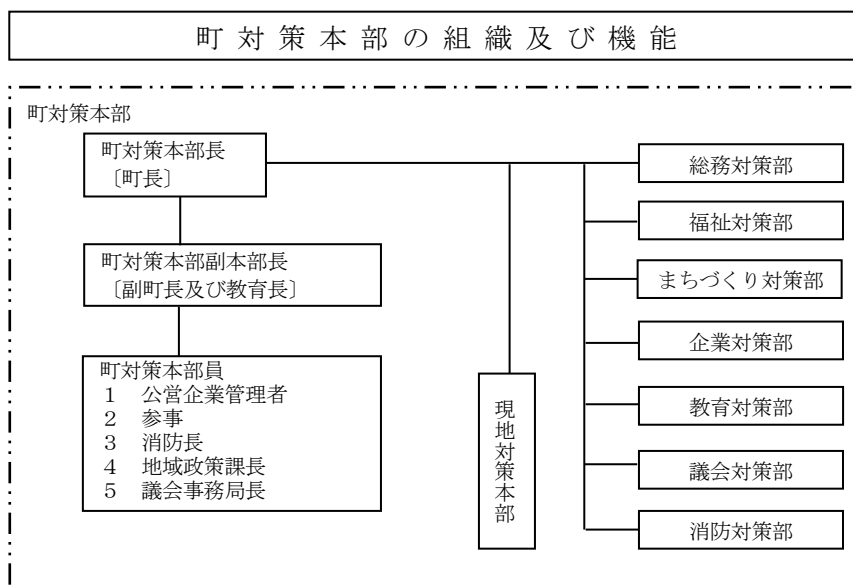
第2順位 湯河原町民体育館

(2) 町対策本部を設置すべき町の指定の要請

町長は、町対策本部を設置すべき町の指定が行われていない場合において、町における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認めるときは、県知事を経由して内閣総理大臣に対し、町対策本部を設置すべき町の指定を行うよう要請する。

(3) 町対策本部の組織及び業務

【町対策本部の組織】



※ 町対策本部における決定内容等を踏まえて、各部において措置を実施する。

【町の各対策部における武力攻撃事態等における業務】

部 名	武力攻撃事態等における業務
総務対策部	<ol style="list-style-type: none"> 1 町対策本部に関すること。 2 町長の意思決定の補佐及び指示に関すること。 3 関係機関（国、県、指定地方行政機関、指定地方公共機関、自衛隊等）との連絡調整に関すること。 4 応援要請及び受入れに関すること。 5 防災行政無線及び非常通信体制の確保に関すること。 6 警報の通知・伝達、避難の指示の伝達、緊急通報に関すること。 7 被災情報の収集・提供に関すること。 8 安否情報の収集・提供に関すること。 9 報道機関との連絡調整に関すること。 10 国民保護に関する広報及び広聴に関すること。 11 特殊標章等の交付、管理に関すること。 12 物資・資機材の調達に関すること。 13 ボランティアとの協力体制に係る情報収集及び連絡調整に関すること。 14 現金及び物品の出納及び保管に関すること。 15 国民生活の安定に関すること。 16 活動状況や国民保護措置の記録に関すること。 17 その他各部に属さない国民保護措置等に関すること。
福祉対策部	<ol style="list-style-type: none"> 1 救援に関する医療関係団体等との連絡調整に関すること。 2 物資・資機材（医薬品等）の調達に関すること。 3 高齢者、障がい者等避難行動要支援者の避難・救護に関すること。 4 保育園児の避難・救護に関すること。 5 避難施設の運営に関すること。
まちづくり対策部	<ol style="list-style-type: none"> 1 商工関係機関との連絡調整に関すること。 2 観光客等に対する保護及び広報等に関すること。 3 観光関係団体との連絡調整に関すること。

部 名	武力攻撃事態等における業務
	4 港湾施設の保全に関する事。 5 農道・林道の保全に関する事。 6 廃棄物の処理に関する事。 7 遺体の収容・処理、火葬、埋葬に関する事。 8 危険動物及びペット動物の対策に関する事。 9 道路・橋梁の保全に関する事。 10 道路の通行規制及び交通の確保に関する事。
企業対策部	1 水道施設の保全に関する事。 2 応急給水に関する事。 3 温泉施設の保全に関する事。 4 下水道施設の保全に関する事。
教育対策部	1 文教施設の保全に関する事。 2 幼稚園児、児童及び生徒の避難・救護に関する事。 3 被災幼稚園児、児童及び生徒の学用品の供給に関する事。 4 被災幼稚園児、児童及び生徒の授業料等の減免に関する事。
議会対策部	1 議会議員との連絡調整に関する事。
消防対策部	1 武力攻撃災害への対処に関する事。 2 住民の避難誘導に関する事。 3 消防団活動に関する事。 4 緊急消防援助隊の要請及び受入れに関する事。

(4) 町現地対策本部の設置

ア 町現地対策本部の開設

町長は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、県等の対策本部との連絡及び調整等のために現地における対策が必要であると認めるときは、町対策本部の事務の一部を行うため、町現地対策本部を設置する。

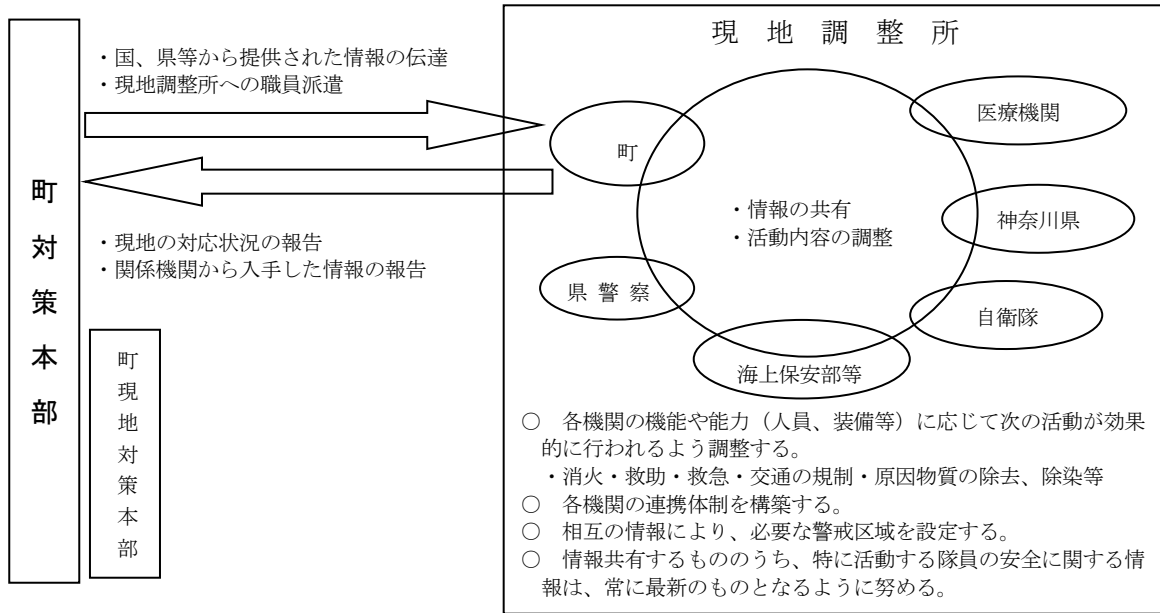
イ 町現地対策本部の職員

町現地対策本部長や町現地対策本部員は、町対策副本部長、町対策本部員その他の職員のうちから、町対策本部長が指名する者をもって充てる。

(5) 現地調整所の設置

町長は、武力攻撃による災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措置に当たる要員の安全を確保するため、現場における関係機関（県、県警察、海上保安部等、自衛隊、医療機関等）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置し、（又は関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣し、）関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

【現地調整所の組織編成】



(6) 町対策本部長の権限

町対策本部長は、町の区域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

ア 町の区域内の国民保護措置に関する総合調整

町対策本部長は、町の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、町が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

イ 県対策本部長に対する総合調整の要請

町対策本部長は、県対策本部長に対して、県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。

また、町対策本部長は、県対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。

この場合において、町対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に係る機関等、要請の趣旨を明らかにして行う。

ウ 情報の提供の求め

町対策本部長は、県対策本部長に対し、町の区域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

エ 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

町対策本部長は、総合調整を行うに当たり、当該総合調整の関係機関に対し、町の区域に係る国民保護措置の実施の状況について、報告又は資料の提出を求める。

オ 町教育委員会に対する措置の実施の求め

町対策本部長は、町教育委員会に対し、町の区域に係る国民保護措置を実施するため、

必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。

この場合において、町対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

(7) 町対策本部の廃止

町長は、内閣総理大臣から総務大臣及び県知事を経由して町対策本部を設置すべき町の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく町対策本部を廃止する。

2 通信の確保

(1) 情報通信手段の確保

町は、武力攻撃事態等において、携帯電話、衛星携帯電話、防災行政無線（移動系）等の移動系通信回線若しくはインターネット、LGWAN（総合行政ネットワーク）、防災行政無線（固定系）等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、町対策本部と町現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

(2) 通信輻輳・混信等の対策

町は、武力攻撃事態等における通信輻輳・混信等の対策のため、防災行政無線（移動系）の通信統制を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

また、防災行政無線（移動系）等の情報通信施設が被災した場合にあっても、直ちに応急復旧作業を行うなど、通信を確保するための措置の実施に努める。その場合、総務省に状況を連絡する。

(3) 各種通信手段の利用

町は、電話、防災行政通信網等が使用不能となった場合、関東地方非常通信協議会の構成員等の協力を得て、通信の確保に努める。

3 広報の実施

町は、武力攻撃事態等において、情報錯綜等による混乱の発生を防ぐため、町対策本部に広報部門を設置し、住民に対して正確な情報を適時かつ適切に提供する。

(1) 広報責任者の設置

武力攻撃事態等において、住民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、広報を一元的に行う「広報責任者」を設置する。

(2) 広報手段

町は、防災行政無線・広報車及びインターネット等の広報手段を活用して、住民等に迅速に情報を提供する。

第3章 関係機関相互の連携

町は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と町との連携を円滑に進めるため、必要な事項について、次のとおり定める。

1 国・県の対策本部との連携

(1) 国・県の対策本部との連携

町は、県対策本部及び、県を通じ国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うことにより密接な連携を図る。

(2) 国・県の現地対策本部との連携

町は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、県・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。

また、国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合には、当該協議会へ参加し、国民保護措置に関する情報の交換や相互協力に努める。

2 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等

(1) 県への措置要請

町は、町の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、県に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。

この場合において、町は要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

(2) 知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請の求め

町長は、町の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、知事に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

(3) 指定公共機関又は指定地方公共機関への措置要請

町は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、町は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにする。

3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

- (1) 町長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める（国民保護等派遣）。また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、努めて町の区域を担当区域とする神奈川地方協力本部長を通じて、陸上自衛隊にあつては東部方面総監、海上自衛隊にあつては横須賀地方総監、航空自衛隊にあつては中部航空方面隊司令官を介

して防衛大臣に連絡する。

- (2) 町長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動(自衛隊法第78条)及び知事の要請に基づく出動(自衛隊法第81条))により出動した部隊とも、町対策本部及び現地調整所において緊密な意思疎通を図る。

4 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託

- (1) 他の市町村との連携

町は、他の市町村と連携し、各種の調整や情報共有を行う。特に町の区域を越える住民の避難を行う場合、近隣市町と緊密な連携を図る。

- (2) 他の市町村長等への応援の要求

ア 町長は、国民保護措置を実施するため必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにした上で、他の市町村長に対して応援を求める。

イ 応援を求める市町村との間で、あらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。

- (3) 県への応援要請

町は、国民保護措置を実施するため必要があると認めるときは、県に対し応援を求める。この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。

- (4) 事務の一部の委託

ア 町が、国民保護措置の実施のため、事務の一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、次の事項を定めて委託を行う。

(ア) 委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法

(イ) 委託事務に要する経費の支弁方法

(ウ) その他上記に掲げる事項のほか、委託事務に関し必要な事項

イ 町長は、他の地方公共団体に対する事務の委託を行ったときは、その内容を速やかに町議会に報告し、町は、上記内容を公示するとともに、県に届け出る。

5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

- (1) 町は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。

また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共協団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。

- (2) 町は、(1)の要請を行うときは、県を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。

また、当該要請を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、知事に対し、(1)の職員の派遣について、あつせんを求める。

6 町の行う応援等

(1) 他の市町村に対して行う応援等

ア 町は、他の市町村から応援の要請を受けたときは、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

イ 他の市町村から国民保護措置に係る事務の委託を受けたときは、町長は、所定の事項を町議会に報告するとともに、町は、公示を行い、県に届け出る。

(2) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援

町は、指定公共機関又は指定地方公共機関から国民保護措置の実施について、労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められたときは、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由がある場合を除き、必要な応援を行う。

7 自主防災組織等に対する支援

町は、自主防災組織等による警報の伝達、自主防災組織等の地域のリーダーとなる住民による避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や活動に対する資材の提供等により、自主防災組織等に対する必要な支援を行う。

8 ボランティア団体等に対する支援等

(1) ボランティア活動の支援

町は、武力攻撃事態等において、ボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、ボランティア活動の適否を判断する。

また、町は、安全の確保が十分であると判断した場合には、県と連携して、ボランティア関係団体等と相互協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、避難所等に臨時に設置されるボランティアセンター等における登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活動を図る。

(2) 民間からの救援物資の受入れ

町は、県や関係機関と連携し、国民、企業等からの救援物資について、被災地及び避難先地域が受入れを希望する物資を把握し、また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制を整備する。

9 住民への協力要請

町は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認めるときは、住民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分配慮する。

(1) 避難住民の誘導

(2) 避難住民等の救援

(3) 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置

(4) 保健衛生の確保

第4章 警報及び避難の指示等

第1 警報の伝達等

町は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容を迅速かつ的確に伝達及び通知することが極めて重要であることから、警報の伝達及び通知等に必要な事項について、次のとおり定める。

1 警報の内容の伝達等

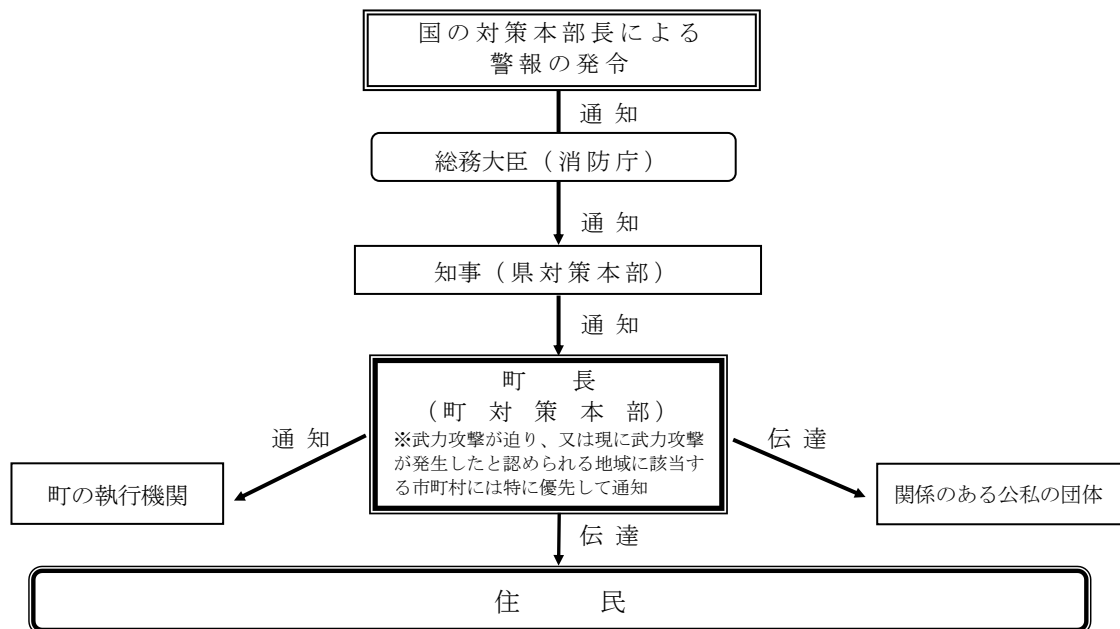
(1) 警報の内容の伝達

町は、県から警報内容の通知を受けた場合には、あらかじめ定めた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民及び関係のある公私の団体（消防団、自治会、社会福祉協議会、農業協同組合、漁業協同組合、森林組合、商工会、観光関係団体、病院、学校など）に警報の内容を伝達する。

(2) 警報の内容の通知

ア 町は、町の他の執行機関その他の関係機関（教育委員会、保育園など）に対し、警報の内容を通知する。

イ 町は、警報が発令された旨の報道発表については、速やかに行うとともに、町のホームページに警報の内容を掲載する。



- ・ 町長は、ホームページ (<http://www.town.yugawara.kanagawa.jp>) に警報の内容を掲載する。
- ・ 警報の伝達に当たっては、防災行政無線のほか拡声器を活用することなどにより行う。

2 警報の内容の伝達方法

(1) 警報の内容の伝達方法については、緊急情報ネットワークシステム（Em-net）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）等を活用し、地方公共団体に伝達される。町長は、全国瞬時警報システム（J-ALERT）と連携している情報伝達手段等により、原則として次の要領により情報を伝達する。

ア 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に町が含まれる場合

- ・ 防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意を喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。

イ 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に町が含まれない場合

- ・ 町長が特に必要と認める場合を除いて、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載をはじめとする手段により周知する。

また、広報車両の使用、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の方法も活用する。

※全国瞬時警報システム（J-ALERT）によって情報が伝達されなかった場合においては、緊急情報ネットワークシステム（Em-net）によって伝達された情報をホームページ等に掲載する等により、周知を図る。

(2) 町長は、職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達する。

この場合において、消防本部は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会や避難行動要支援者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行われるよう配慮する。

また、町は、県警察の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。

(3) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、避難行動要支援者名簿を活用するなど、避難行動要支援者に迅速に正しい情報が伝達され、避難等に備えられるよう配慮する。

また、本町を訪れている観光旅行者等への伝達についても配慮する。

(4) 警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則としてサイレンは使用しないこととする（その他は警報の発令の場合と同様とする。）。

3 緊急通報の伝達及び通知

緊急通報の住民や関係機関への伝達・通知方法については、原則として警報の伝達・通知方法と同様とする。

第2 避難住民の誘導等

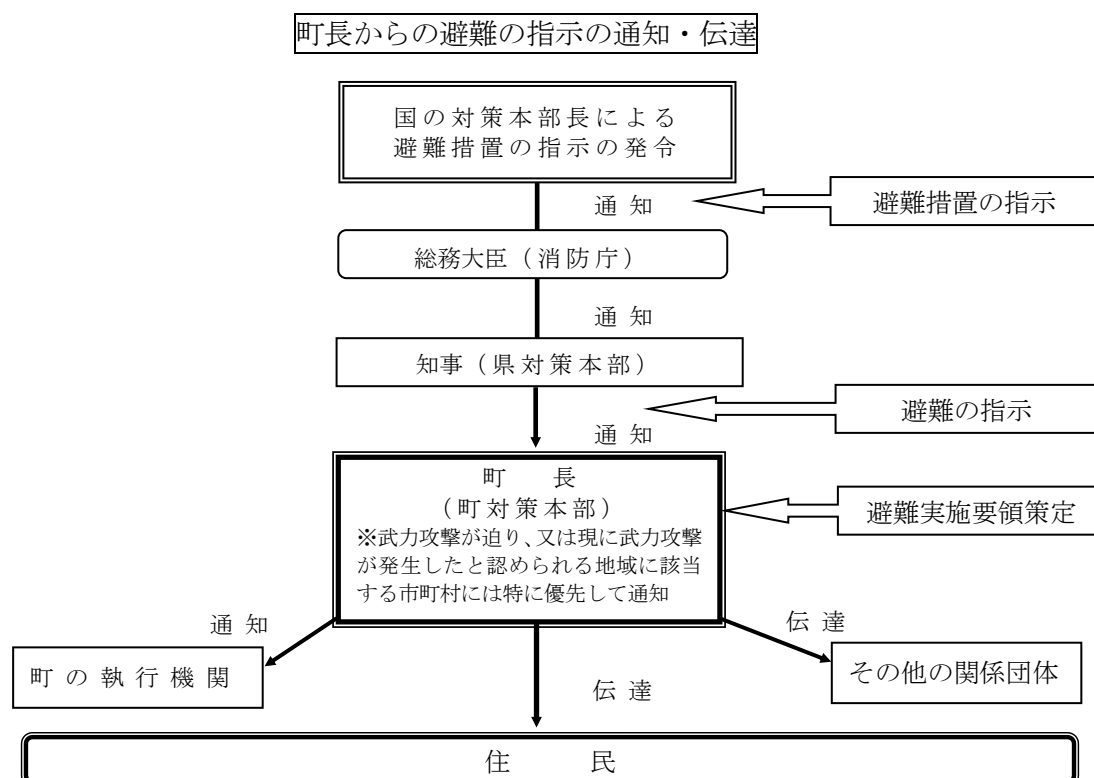
町は、県の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行うこととな

る。

町が住民の生命、身体、財産を守るための責務の中でも非常に重要なプロセスであることから、避難の指示の住民等への通知・伝達及び避難住民の誘導について、次のとおり定める。

1 避難の指示の通知・伝達

- (1) 町長は、知事が避難の指示を迅速かつ的確に行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に県に提供する。
- (2) 町長は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達等に準じて、住民への伝達及び関係機関への通知を行う。



2 避難実施要領の策定

(1) 避難実施要領の策定

町長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、あらかじめ作成した避難実施要領のパターンを参考にしつつ、各執行機関、消防機関、県、県警察、自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で、迅速に避難実施要領を策定する。

この場合において、高齢者、障がい者、乳幼児その他自ら避難することが困難な者の避難方法について配慮する。

また、危険動物等の逸走対策や飼養等されていた家庭動物等の保護等について、配慮するよう努める。

なお、避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容を修正する。

(2) 避難実施要領に定める事項

町長は、避難実施要領に次の事項を定める。ただし、時間的な余裕がない場合においては、避難誘導のために必要不可欠な情報を簡潔に記載するものとする。

ア 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項

(ア) 避難の手段及び避難の経路

避難先への交通手段を明示するとともに、避難経路等を可能な限り具体的に記載する。

(イ) 一時集合場所

避難住民の誘導や運送の拠点となる一時集合場所等の名称、住所等を可能な限り具体的に明示するとともに、一時集合場所等への交通手段について記載する。

(ウ) 集合時間

一時集合場所等への集合時間、避難先への出発時刻等を可能な限り具体的に記載する。

(エ) 要避難地域及び誘導の実施単位

避難が必要な地域の住所等を可能な限り明示するとともに、自治会、学校、事業所など、地域の実情及び武力攻撃等の状況に応じて、避難の実施単位を記載する。

(オ) 集合に当たっての留意事項

集合後の自治会内や近隣住民間での安否確認、避難行動要支援者への配慮事項など、集合に当たっての避難住民の留意すべき事項を記載する。

イ 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項

(ア) 職員、消防職員等の配置等

避難住民の避難誘導が的確かつ迅速に行えるよう、職員並びに消防職員及び消防団員の配置及び担当業務を記載する。

(イ) 要援護者への対応

高齢者、障がい者等の自ら避難することが困難な者の避難誘導を円滑に実施するために、これらの要援護者への対応方法を記載する。

(ウ) 食料等の支援

避難誘導中に避難住民へ食料、飲料水、医療、情報等を的確かつ迅速に提供できるよう、それらの支援内容を記載する。

(エ) 残留者の確認

要避難地域に残留者が出ないように、残留者の確認方法を記載する。

ウ その他避難の実施に関し必要な事項

(ア) 避難先

避難先となる施設の名称、住所、連絡先等を可能な限り具体的に記載する。

(イ) 携行品及び服装

避難に必要な携行品、服装等について記載する。

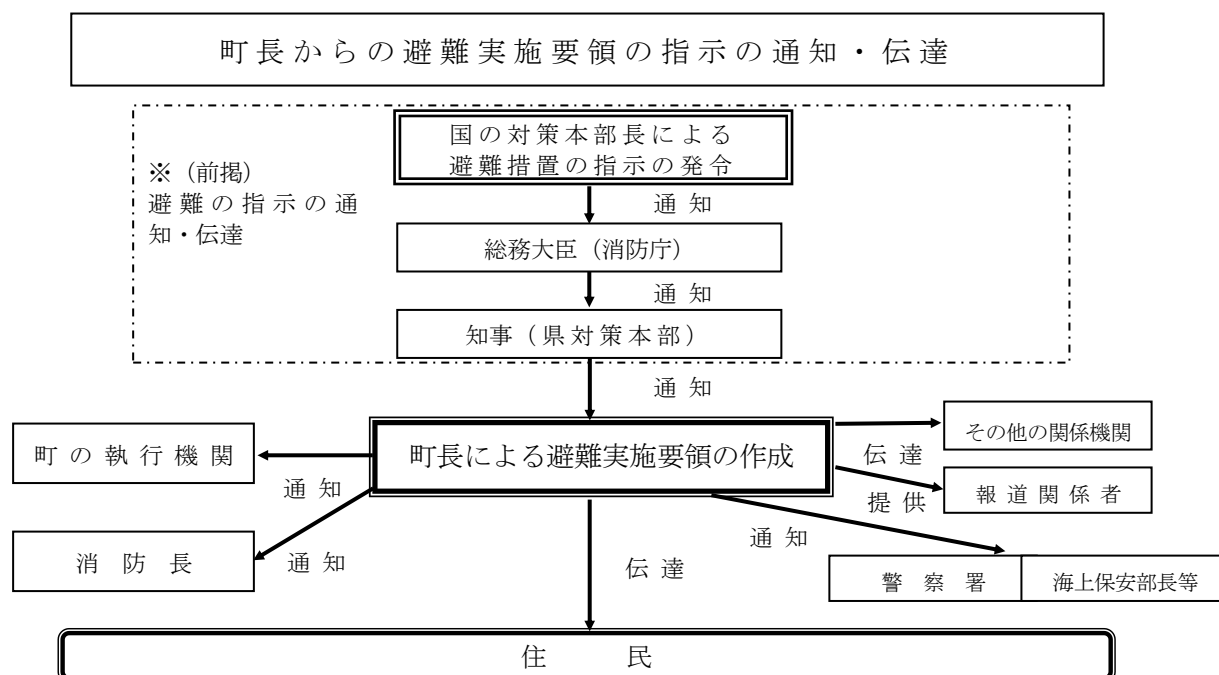
(ウ) 緊急連絡先

避難誘導から離脱してしまった場合など、問題が発生した際の緊急連絡先を記載する。

(3) 避難実施要領の内容の伝達等

町長は、避難実施要領策定後、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地区の住民に関する情報を的確に伝達するよう努める。

また、町長は、直ちに、その内容を町の他の執行機関、消防長、警察署長及び自衛隊神奈川地方協力本部長並びにその他の関係機関に通知する。



3 避難住民の誘導

(1) 町長による避難住民の誘導

ア 町長は、避難実施要領で定めるところにより、町の職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、避難住民を誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、自治会、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りでない。

イ 町長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。

ウ 町長は、職員に住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、毅然とした態度での活動を徹底させ、防災服、腕章、旗、特殊標章等を携行させる。

なお、夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所要所において、夜間照明（投光器具、自動車のヘッドライト）等を配置するなど住民の不安軽減のため必要な措置を講ずる。

(2) 消防機関の活動

消防本部及び消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、町長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用するなど効果的な誘導を実施するとともに、自力歩行困難な避難行動要支援者の人員搬送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。

消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防本部又は消防署と連携しつつ、自主防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、避難行動要支援者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。

(3) 避難誘導を行う関係機関との連携

町長は、避難実施要領の内容を踏まえ、町の職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長、海上保安部長等又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長等に対して、警察官、海上保安官又は自衛官（以下「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請する。

また、警察官等が避難住民の誘導を行う場合に警察署長等から協議を受けた際には町長は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。

これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、町長は、事態の規模・状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

(4) 自主防災組織等に対する協力の要請

町長は、避難住民の誘導に当たっては、自主防災組織や自治会長等の地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

(5) 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供

町長は、避難住民の誘導に際しては、県と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図る。

町長は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供する。

(6) 大規模集客施設等における避難

町長は、大規模集客施設や旅客輸送関連施設の施設管理者等と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等についても、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとる。

(7) 高齢者、障がい者等への配慮

町長は、高齢者、障がい者等の避難を万全に行うため、「避難行動要支援者支援班（仮称）」を設置し、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等と協力して、避難行動要支援者への連絡、運送手段の確保を的確に行う。

(8) 残留者等への対応

町は、避難の指示に従わず要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

(9) 避難所等における安全確保等

町は、県警察が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を行うとともに、県と協力し、住民等からの相談に対応するなど、住民等の不安の軽減に努める。

(10) 動物の保護等に関する配慮

町は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について(平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課事務連絡)」を踏まえ、次の事項等について、関係機関と連携して、所要の措置を講ずるよう努める。

ア 危険動物等の逸走対策

イ 要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

(11) 通行禁止措置の周知

道路管理者である町は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、県警察と協力して、直ちに、住民等に周知徹底を図るよう努める。

(12) 県に対する要請等

町長は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行う。

その際、特に、県による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。

また、避難住民の誘導に係る資源配分について他の市町と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。

町長は、知事から避難住民の誘導に関して是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

(13) 避難住民の運送の求め等

町長は、避難住民の運送が必要な場合において、県との調整により、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。

町長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が、正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあっては、県を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあっては、県対策本部長にその旨を通知する。

(14) 帰宅困難者等への対応

観光客等の帰宅困難者や滞留者が発生した場合、町は、避難施設等必要な情報提供を行うとともに、情報の不足や流言飛語等による不安や混乱状態の発生を防止するための広報を行う。

また、町は、帰宅困難者等への対応について、県、観光関係団体及び近隣市町と連携を図る。

(15) 避難住民の復帰のための措置

町長は、避難の指示が解除されたときは、避難住民の復帰に関する要領を作成し、避難住民を復帰させるため必要な措置を講ずる。

4 武力攻撃事態等の類型等に応じた留意事項

(1) 弾道ミサイルによる攻撃の場合

ア 弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民は屋内に避難することが基本である。

(実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階等に避難することとなる。)

イ 避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個人が対応できるよう、その取るべき行動を周知することが主な内容となる。

※ 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難であり、また、弾道ミサイルの主体（国又は国に準じる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。

このため、町は、弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、全国瞬時警報システム（J-ALERT）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるとともに、弾道ミサイルが発射された場合には、すべての市町村に着弾の可能性があるあり得るものとして対応を考える必要がある。

また、急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の対応をとるものとする。

(2) ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合

ア ゲリラ・特殊部隊による攻撃においても、国の対策本部長の避難措置の指示及び知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難住民の誘導を実施することが基本である。

なお、急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、退避の指示、警戒区域の設定等を行う必要が生じるが、その際にも、事後的に避難措置の指示が出されることが基本である。

イ その際、ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合は、攻撃の排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における自衛隊、海上保安部等及び県警察からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民を要避難地域の外に避難させることとなる。その際、武力攻撃がまさに行われており、住民に危害が及ぶおそれがある地域については、攻撃当初は一時的に屋内に避難させ、移動の安全が確保された後、適当な避難先に移動させることが必要となる。

ウ 以上から、避難実施要領の策定に当たっては、各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安部等、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定することが必要であり、また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づいた確かな措置を実施できるよう、現地調整所を設けて活動調整に当たることとする。

○ 避難に比較的時間に余裕がある場合の対応

「一時集合場所までの移動」～「一時集合場所からのバス等の運送手段を用いた移動」、といった手順が一般には考えられる。

○ 昼間の都市部において突発的に事案が発生した場合の対応

当初の段階では、個人がその判断により危険回避のための行動を取るとともに、県警察、消防機関、海上保安部等、自衛隊等からの情報や助言に基づき、各地域における屋内避難や移動による避難を決定することとなる。

特にこの場合、初動時には、住民や滞在者の自主的な避難に頼らざるを得ないことか

ら、平素から住民が緊急時にいかに対応すべきかについて問題意識を持ってもらうことが必要である。

※ ゲリラ・特殊部隊による攻撃については、相手の攻撃の意図や目的により、攻撃の態様も様々であるが、少人数のグループにより行われるため、使用可能な武器も限定され、被害の範囲も一般には狭い範囲に限定される。

特に、最小限の攻撃で最大の心理的又は物理的効果を生じさせることが考えられることから、都市部の政治経済の中核、原子力関連施設、危険物質等の取扱所などは攻撃を受ける可能性が一般に高く、注意が必要である。

(3) 着上陸侵攻の場合

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となるため、国の総合的な方針に基づいて避難することを基本とする。

(4) NBC攻撃の場合

NBC攻撃の場合、町長は、国の対策本部長が行う、攻撃の特性に応じた避難措置の指示の内容を踏まえ、避難の誘導を行う。この場合において、避難誘導を実施するものに防護服を着用させる等の安全を図るための措置を講ずることや、風下を避けて避難誘導を行うことなどに留意する。

第5章 救援

1 救援の実施

(1) 救援の基準等

ア 町長は、知事から町長が実施すべき救援の内容及び期間の通知を受けたときは、救援を必要としている避難住民等に救援を行う。

イ 町長は、救援の実施に関する事務の一部を行うこととなった場合は、「武力攻撃事態等における国民保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成25年内閣府告示第229号。以下「救援の程度及び基準」という。）に基づき、救援の措置を行う。

その際、高齢者、障がい者、乳幼児その他の救援の実施に関し援護を要する者には、適切に救援を実施できるよう十分配慮するとともに、救援の実施に当たっては男女のニーズの違いにも配慮する。

ウ 町長は、救援の程度及び基準によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、内閣総理大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

(2) 救援における県との連携

町長は、知事が集約し、所有している資料の提供を求めるなどにより平素から準備した基礎的な資料を参考にしつつ、町対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。

2 関係機関との連携

(1) 県への要請

町長は、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対し、国及び他の都道府県に支援を求めるよう具体的な支援内容を示して要請する。

(2) 他の市町村との連携

町長は、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対し、県内の他の市町村との調整を行うよう要請する。

(3) 日本赤十字社との連携

町長は、知事が日本赤十字社に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら救援の措置を実施する。

(4) 緊急物資の運送の求め

町長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行う。

3 救援の内容

町長は、知事から実施すべき救援の内容及び期間の通知があったときは、次に掲げる措置のうちで実施することとされた救援に関し、関係機関の協力を得て実施する。

(1) 収容施設の供与

ア 避難所の開設

町は、県と調整の上、安全適切な場所に避難所を開設する。

イ 避難所の周知

町は、避難所を開設したときは、速やかに地域住民に周知するとともに関係機関に連絡する。

ウ 避難所の運営管理

(ア) 町は、県の避難所マニュアル策定指針等を参考に自主防災組織等地域住民の代表、施設管理者及び町職員で構成する避難所運営委員会を設置し、避難所の運営を行う。

避難所の運営に当たっては、避難住民等に対する給水、給食措置などが円滑に実施できるよう努めるとともに、避難所における情報の伝達、食品、飲料水等の配布、清掃等について、避難住民等及びその近隣の者の協力が得られるよう努める。

(イ) 町は、避難住民等の生活環境に注意を払い、常に良好な状態とするよう努める。また、プライバシーの確保に配慮する。

(ウ) 町は、避難場所及び避難所内における混乱の防止、秩序保持等、避難住民等の収容及び救援対策が安全かつ適切に行われるよう努める。

(エ) 町は、避難所において救援活動を行うボランティアの適切な受入れについて、日本赤十字社、社会福祉協議会等と連携して対応するよう努める。

(オ) 町は、避難所の設置運営に必要な場合、県に協力を要請する。

(2) 応急仮設住宅等の供与、住宅の応急修理

ア 応急仮設住宅等の供与、住宅の応急修理

町は、関係団体の協力を得て、応急仮設住宅等の建設又は住宅の応急修理を実施する。

イ 応急仮設住宅等への入居募集

町は、応急仮設住宅等への入居者の募集を行う。この場合において、要配慮者の入居に十分配慮する。

ウ 町営住宅への一時入居

町は、町営住宅の空き住宅を積極的に活用するよう努めるものとする。

エ 旅館及びホテル等の活用

町は、旅館及びホテル等の管理者に対して、高齢者等の要配慮者や避難住民等の一時収容について、協力を要請する。

(3) 食品の給与及び飲料水の供給

ア 飲料水の供給

(ア) 町は、飲料水を確保するとともに、町の区域内の水道事業者にも確保を要請する。

なお、飲料水の確保が困難な場合は、県及び応急協定を締結している水道事業者等に対し、飲料水の確保を要請する。

(イ) 町は、給水班を組織し、応急給水を行う。

なお、給水が困難な場合は、県に対し、支援を要請する。

イ 応急飲料水以外の生活用水の供給

町は、飲料水以外の生活用水についても、必要最小限の範囲で確保及び供給に努める。

ウ 食品の調達・集積・配分・供給

(ア) 町は、備蓄食料を活用するとともに、協定に基づき町内小売業者等から食品の調達を行う。

なお、調達が困難な場合は、県に対し、支援を要請する。

(イ) 町は、調達した食品を物資集積拠点に集積し、配分計画を立てて避難所等へ配送する。

(ウ) 町は、避難所等において、避難住民等に対し、食品を供給するとともに応急給食を実施する。

(4) 生活必需品の給与等

ア 町は、避難住民等の人数を把握し、生活必需品の必要数量の見積を行う。

イ 町は、協定に基づき、町内小売業者等から生活必需品の調達を行う。

ウ 町は、備蓄生活必需品及び調達した生活必需品を避難住民等に供給する。

(5) 医療の提供及び助産

ア 医療救護活動

(ア) 町は、傷病者の輸送拠点におけるトリアージ、救急措置等を行うために医療救護班を編成する。

(イ) 町は、小田原医師会に医療救護班の編成を要請する。

(ウ) 町は、町域の医療救護班のみでは医療活動の実施が困難な場合は、救命情報システムによる情報連絡体制を確保し、必要に応じて町域外の医療機関に協力を求める。

イ 救護所の設置

町は、救護所を設置し、救護活動を行う。

また、必要に応じ県へ救護班の派遣要請を行う。

(6) 被災者の捜索及び救出

町は、県警察と連携し、避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者の捜索及び救出を実施する。

(7) 埋葬及び火葬

町は、神奈川県広域火葬計画に沿って、県内及び県外の市町村の協力を得て、遺体の埋葬及び火葬を行う。

(8) 電話その他の通信設備の提供

町は、電気通信事業者である指定公共機関の協力を得て、避難住民等に対して、電話、インターネットの利用を可能とする通信端末機器その他必要な通信設備を確保する。

(9) 学用品の給与

町は、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある児童及び生徒に対し、教科書、文房具、通学用品を給与する。

(10) 遺体の捜索及び処理

ア 遺体の捜索

町は、所轄警察署等と連携し、避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、既に死亡していると推定される者を捜索するとともに、捜索によらずに遺体が発見され

たときに、遺体を発見した者が直ちに所轄警察署又は直近の警察官にその旨を通報するよう、広報を行う。

イ 遺体の処理

(ア) 町は、武力攻撃災害時には、遺体収容・安置施設を直ちに開設する。

また、捜索により収容された遺体を遺体収容・安置施設へ搬送する。

(イ) 町は、所轄警察署、地元自治会等の協力を得て、遺体の身元確認と身元引受人の発見に努める。

(ウ) 町は、所轄警察署が行う、検視・調査等及び医師による検案終了後に、必要に応じて遺体の洗浄、縫合、消毒等の措置を行う。また、身元が確認できない遺体については、町が引渡しを受ける。

(エ) 町は、身元が確認できず所轄警察署から引渡しを受けた遺体については、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）及び行旅病人及び行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）により処理する。

(11) 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

町は、避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれなくなった後、居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運び込まれているため一時的に居住できない状態であり、かつ、自らの資力では当該障害物を除去することができない者に対して除去を実施する。

4 救援の補助

町長は、前述で町長が実施すべきとされた救援を除き、知事が実施する救援の補助を行う。

5 救援の際の物資の売渡し要請等

町長は、町長が実施すべきとされた救援に関する措置の実施に必要な範囲で、次の要請等を行うことができる。なお、これらの要請等を行うに当たっては、措置を実施するために必要最小限のものに限るとともに、公正かつ適正な手続きの下に行う。

(1) 物資の売渡し要請等

ア 町長は、救援を行うために必要があるときは、救援の実施に必要な医薬品等の物資であって、生産、販売、輸送等を業とする者が取り扱うもの（以下「特定物資」という。）について、所有者に対し、当該特定物資の売渡しを要請することができる。この場合において、所有者が正当な理由なく応じないときは、特に必要があるときに限り、当該特定物資を収用することができる。

イ 町長は、特定物資を確保するため緊急の必要があるときは、特定物資の保管を命ずることができる。

ウ 町長は、救援を行うため必要があるときは、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、特定物資の確保を要請する。

(2) 土地等の使用

町長は、避難住民等に収容施設を供与し、又は臨時の医療施設を開設するため必要があるときは、所有者及び占有者の同意を得て、土地、家屋又は物資（以下「土地等」という。）

を使用することができる。この場合において、所有者等が正当な理由なく同意しないとき又は所有者等の所在が不明なときは、特に必要があるときに限り、同意を得ないで土地等を使用することができる。

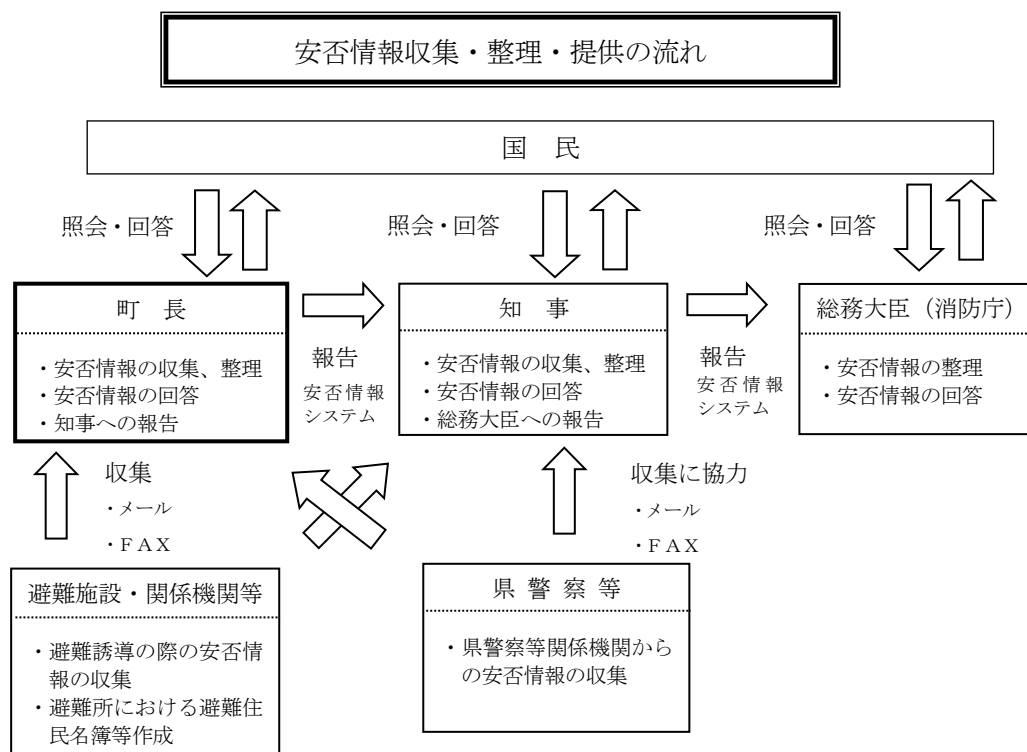
(3) 医療の実施の要請

町長は、大規模な武力攻撃災害が発生した場合において必要があると認めるときは、医師、看護師その他の医療関係者に対し、その場所、期間及びその他の必要な事項を書面で示し、医療を行うよう要請することができる。この場合において、医療関係者が正当な理由なく要請に応じないときは、特に必要があるときに限り、医療を行うよう指示することができる。

第6章 安否情報の収集及び提供

1 安否情報の収集

安否情報の収集、整理、提供の流れを図示すれば、次のとおり。



(1) 安否情報の収集

町は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している町が管理する医療機関、諸学校等からの情報収集、県警察への照会などにより安否情報の収集を行う。

また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳等、町が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。

(2) 安否情報収集の協力要請

町は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、観光関係団体、報道機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の収集への協力を行うよう要請する場合は、当該協力は各機関の業務の範囲で行うものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づき行うものであることに留意する。

(3) 安否情報の整理

町は、自ら収集した安否情報について、安否情報システムに入力し整理する。その際、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理する。

2 県に対する報告

町は、収集・整理した安否情報を県に報告する。この場合、原則として、安否情報省令に規定する安否情報報告書の内容を安否情報システムを利用して報告し、安否情報システムを利用できない場合は、安否情報報告書に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を電子メールで県に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることが出来ない場合は、口頭や電話などにより報告を行う。

3 安否情報の照会に対する回答

(1) 安否情報の照会の受付

ア 町は、安否情報の照会窓口、電話及びファクシミリ番号、電子メールアドレスについて、町対策本部を設置すると同時に住民に周知する。

イ 住民からの安否情報の照会については、原則として、町対策本部に設置する対応窓口により受け付ける。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができないときは、照会に係るものを特定するために必要な事項の聴取などを行った上で、口頭や電話、電子メールなどによる照会も受け付ける。

ウ 受付に当たっては、照会者に対し、本人であることを証明する書類（運転免許証等）を照会窓口において提示又は提出させることにより、照会者の本人確認を行う。

ただし、当該書類を提示又は提出できない場合は、別に定める方法により、確認を行う。

(2) 安否情報の回答

ア 町は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令に規定する安否情報回答書により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。

イ 町は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認められるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報の項目を安否情報回答書により回答する。

ウ 町は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

(3) 個人情報の保護への配慮

ア 町は、安否情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に十分留意すべきことを職員に周知徹底するなど、データの管理を徹底する。

イ 町は、安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、あらかじめ定める安否情報回答責任者が判断する。

4 日本赤十字社に対する協力

町は、日本赤十字社神奈川県支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。この場合において、個人情報の保護に配慮する。

第7章 武力攻撃災害への対処

第1 武力攻撃災害への対処

町は、武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常の対応とともに、特殊な武力攻撃災害への対応、活動時の安全の確保に留意しながら他の機関との連携のもとで活動を行う必要があり、武力攻撃災害への対処に関して基本的な事項を次のとおり定める。

1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

(1) 武力攻撃災害への対処

町長は、国や県等の関係機関と協力して、町の区域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

(2) 知事への措置要請

町長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合やNBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、町長が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

(3) 対処に当たる職員の安全の確保

町は、武力攻撃災害への対処に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

2 武力攻撃災害の兆候の通報

(1) 町長への通報

消防職員は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかにその旨を町長に通報する。

(2) 知事への通知

町長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、消防職員又は警察官から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知する。

第2 応急措置等

町は、武力攻撃災害が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことが必要であり、それぞれの措置の実施に必要な事項について、次のとおり定める。

1 退避の指示

(1) 退避の指示

町長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、住民に対し退避の指示を行う。

この場合において、退避の指示に際し、必要により現地調整所を設けて（又は、関係機関により設置されている場合には、職員を早急に派遣し）、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

また、町長は、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられる次のようなときは、屋内への退避を指示する。

ア N B C攻撃と判断されるような場合において、住民が防護手段もなく移動するよりも、外気の接触が少ない屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき。

イ 敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等について情報がない場合において、屋外を移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれがないと考えられるとき。

(2) 退避の指示に伴う措置等

ア 町は、退避の指示を行ったときは、防災行政無線、広報車両等により速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。

イ 町長は、退避の指示をした場合は、その内容等について、知事に通知を行う。

ウ 町は、退避の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示するとともに、知事に通知を行う。

エ 町長は、知事、警察官、海上保安官又は自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保等

ア 町長は、退避の指示を住民に伝達する町の職員に対して、二次被害が生じないよう国及び県からの情報や町で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を提供するほか、県警察及び海上保安部等と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。

イ 町の職員及び消防職団員が、退避の指示に係る地域において活動する際には、町長は、必要に応じて県警察、海上保安部等、自衛隊等の意見を聴取するなど、安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。

ウ 町長は、退避の指示を行う町の職員及び消防団員に対して、消防長は、消防職員に対して、武力攻撃事態等においては、必ず特殊標章等を交付し、着用させる。

2 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定

町長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるとき

は、警戒区域の設定を行う。

(2) 警戒区域の設定に伴う措置等

ア 町長は、警戒区域の設定に際しては、町対策本部に集約された情報のほか、現地調整所における県警察、海上保安部等、自衛隊等からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。

また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。

NBC攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

イ 町長は、警戒区域の設定に当たっては、ロープ、掲示板等で区域を明示し、広報車両等を活用し、住民に周知する。また、放送事業者に対しその内容を連絡する。

また、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

ウ 警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、県警察、海上保安部等、消防機関と連携して、車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有に基づき、緊急時の連絡体制を確保する。

エ 町長は、知事、警察官、海上保安官又は自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保

町長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員の安全の確保を図る。

3 応急公用負担等

(1) 町長の事前措置

町長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

(2) 応急公用負担

町長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため、緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

ア 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用

イ 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で、当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去、その他必要な措置（工作物等を除去したときは、当該工作物等を保管）

4 消防に関する措置等

(1) 町が行う措置

町長は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等の状況や被害情報の早期な把握に努めるとともに、県警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講ずる。

(2) 消防機関の活動

ア 消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民を保護するため、消防職団員の活動上の安全確保に配慮しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減する。

イ 武力攻撃災害から住民を保護するため、消防本部及び消防署は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し、武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下で、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ、地域の実情に即した活動を行う。

(3) 消防相互応援協定等に基づく応援要請

町長は、町の区域内の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、知事又は他の市町村長等に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。

(4) 緊急消防援助隊等の応援要請

町長は、(3)による消防の応援のみでは十分な対応がとれないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、知事に対し、緊急消防援助隊等の出動を要請する。この場合において、知事と連絡がとれないときは、直接消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。

(5) 消防の応援の受入体制の確立

町長又は消防長は、消防に関する応援要請を行った場合及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合は、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行われるよう知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど、消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行う。

(6) 消防の相互応援に関する出動

町長又は消防長は、他の被災市町村の長等から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合に伴う消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、知事との連絡体制を確保するとともに、消防長は出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行う。

(7) 医療機関との連携

町長は、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について、医療機関との緊密な連携のとれた活動を行う。

(8) 安全の確保

ア 町長は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員に対し、二次被害を生ずることがないように、国の対策本部及び県対策本部からの情報を市対策本部に集約し、すべての最新

情報を提供するとともに、県警察等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。

イ 町長は、必要により現地に職員を派遣し、県警察、自衛隊等とともに現地調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整に当たらせるとともに、町対策本部との連絡を確保させるなど、安全の確保のための必要な措置を行う。

ウ 町長は、知事又は消防庁長官から消防の応援等の指示を受けたときは、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し、情報の提供及び支援を行う。

エ 消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、町消防と連携し、その活動支援を行うなど、消防団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。

オ 町長及び消防長は、特に現場で活動する消防職団員に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させる。

第3 生活関連等施設における災害への対処等

町は、生活関連等施設などの特殊な対応が必要となる施設について、国の方針に基づき必要な対処が行えるよう国、県、その他関係機関と連携した町の対処に関して次のとおり定める。

1 生活関連等施設の安全確保

町長は、生活関連等施設が、国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれあると認められるもの又はその安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設であることにかんがみ、その安全確保について、必要な措置を講ずる。

(1) 生活関連等施設の状況把握

町は、町対策本部を設置した場合には、町の区域内の生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。

(2) 消防機関による支援

消防機関は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。また、自ら必要があると認めるときも同様とする。

(3) 町が管理する施設の安全の確保

町長は、町が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。この場合において、町長は、必要に応じ、県警察、海上保安部長等及びその他の行政機関に対し、支援を求める。

また、このほか、生活関連等施設以外の町が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

(1) 危険物質等に関する措置命令

町長は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため、緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命ずる。

なお、避難住民の運送などの措置において当該物質等が必要となる場合は、関係機関と町対策本部で所要の調整を行う。

【危険物質等について町長が命ずることができる対象及び措置】

<対象>

- ① 町の区域に設置される消防法（昭和23年法律第186号）第2条第7項の危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は町の区域のみに設置される移送取扱所において、貯蔵し、又は取扱うもの。（国民保護法施行令第29条）

<措置>

- ① 危険物質の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限（消防法第12条の3）
- ② 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限（国民保

護法第 103 条第 3 項第 2 号)

③ 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄（国民保護法第 103 条第 3 項第 3 号）

(2) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

町長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求める。

また、町長は、前記①から③までの措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

第 4 NBC 攻撃による災害への対処

町は、NBC 攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に対処の現場における初動的な応急措置を講ずる。

1 NBC 攻撃による災害への対処

(1) 応急措置の実施

町長は、NBC 攻撃が行われた場合において、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避を指示し、又は警戒区域を設定する。

町は、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

(2) 国の方針に基づく措置の実施

町は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

(3) 関係機関との連携

町長は、NBC 攻撃が行われた場合は、町対策本部において、消防機関、県警察、海上保安部等、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

その際、必要により現地調整所を設置又は職員を参画させ、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、町長は、現地調整所の職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報をもとに、県に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

(4) 汚染原因に応じた対応

町は、NBC 攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携の下に、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

ア 核攻撃の場合

町は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を県に直ちに報告する。

また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。

イ 生物剤による攻撃の場合

町は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。

ウ 化学剤による攻撃の場合

町は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

【生物剤を用いた攻撃の場合における対応】

天然痘等の生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには既に被害が拡大している可能性がある。生物剤を用いた攻撃については、こうした特殊性にかんがみ、特に留意が必要である。

このため、町の国民保護担当部署においては、生物剤を用いた攻撃の特殊性に留意しつつ、生物剤の散布等による攻撃の状況について、通常の被害の状況等の把握の方法とは異なる点にかんがみ、保健衛生担当部署等と緊密な連絡を取り合い、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベランスによる感染源及び汚染地域への作業に協力することとする。

(5) 汚染拡大の防止措置

町長は、知事から汚染の拡大を防止するため、協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、県警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

	対象物件等	措置
1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対して以下を命ずる ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄
2号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止
3号	死体	・移動の制限 ・移動の禁止
4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄
5号	建物	・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖
6号	場所	・交通の制限 ・交通の遮断

町長は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人(上記表中の占有者、管理者等)に通知する。

上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

1	当該措置を講ずる旨
2	当該措置を講ずる理由
3	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体(上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所)
4	当該措置を講ずる時期
5	当該措置の内容

(6) 要員の安全の確保

町長は、NBC攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地調整所や県から積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

第8章 被災情報の収集及び報告

町は、被災情報を収集するとともに、知事に報告する。その被災情報の収集及び報告について、次のとおり定める。

1 被災情報の収集

- (1) 町は、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。
- (2) 町は、情報収集に当たっては、県警察、海上保安部等との連絡を密にするとともに、消防機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ、消防車両等を活用した情報の収集を行う。

2 被災情報の報告

- (1) 町は、被災情報の報告に当たっては、県及び消防庁に対し火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知）に基づき、電子メール、FAX等により直ちに被災情報の第一報を報告する。
- (2) 町は、第一報を報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報についてあらかじめ定めた様式に従い、電子メール、FAX等により県が指定する時間に県に対し報告する。

なお、新たに重大な被害が発生した場合など、町長が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、県及び消防庁に報告する。

第9章 保健衛生の確保その他の措置

町は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、次のとおり定める。

1 保健衛生の確保

町は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を講ずる。

(1) 保健衛生対策

町は、避難住民等の健康維持及び地域の衛生状態を保持するため、避難先地域において、県と連携し医師等保健医療関係者による健康相談、指導等を実施する。

この場合において、町は、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

(2) 防疫対策

町は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、県等と連携し感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を実施する。

(3) 食品衛生確保対策

町は、避難先地域における食中毒等を防止するため、県と連携し、食品等の衛生確保のための措置を実施する。

(4) 飲料水衛生確保対策

ア 町は、避難先地域における感染症等を防止するため、県と連携し、飲料水の確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等について、住民に対して情報提供を実施する。

イ 町は、地域防災計画の定めに基づいて、水道水の供給体制を整備する。

ウ 町は、水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足する、又は不足すると予想される場合については、県に対して水道用水の緊急応援に係る要請を行う。

(5) 栄養指導対策

町は、避難先地域の住民の健康維持のため、栄養管理、栄養相談及び指導を県と連携し実施する。

2 廃棄物の処理

(1) 廃棄物処理対策

ア 町は、「神奈川県災害廃棄物処理計画」（平成29年3月策定）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。

イ 町は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、又は不足すると予測される場合については、県に対して他の市町村との応援等に係る要請を行う。

(2) 廃棄物処理の特例

ア 町は、環境大臣が指定する特例地域においては、県と連携し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。

イ 町は、アにより廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

第10章 国民生活の安定に関する措置

町は、武力攻撃事態等においては、生活関連物資等の価格安定、避難住民等の生活安定等、生活基盤等の確保を実施することから、国民生活の安定に関する措置について、次のとおり定める。

1 生活関連物資等の価格安定

町は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために県等の関係機関が実施する措置に協力する。

2 避難住民等の生活安定等

(1) 被災児童生徒等に対する教育

町教育委員会は、県教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

(2) 公的徴収金の減免等

町は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、町税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付又は納入に関する期限の延長並びに町税（延滞金を含む）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

3 生活基盤等の確保

(1) 水の安定的な供給

水道事業者として、町は、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

(2) 公共的施設の適切な管理

町は、道路、漁港等の管理者として、当該公共的施設を適切に管理する。

第 11 章 特殊標章等の交付及び管理

町は、ジュネーブ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等」という。）を交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について、次のとおり定める。

1 特殊標章等の意義

1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書 I）（以下「第一追加議定書」という。）において規定される国際的な特殊標章等は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力（以下この章において「職務等」という。）を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等（以下この章において「場所等」という。）を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーブ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

2 特殊標章等

(1) 特殊標章

第一追加議定書第66条3に規定される国際的な特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形）

(2) 身分証明書

第一追加議定書第66条3に規定される身分証明書

(3) 識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る職務等に使用される場所等



（オレンジ色地に
青の正三角形）



（日本語用規格A7（横74ミリメートル、縦105ミリメートル））

（身分証明書のひな型）

3 特殊標章等の交付及び管理

町長及び消防長は、国が定めた「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制担当）通知）」に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ次に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。

(1) 町長

- ア 町の職員（町消防職員を除く。）で、国民保護措置に係る職務を行うもの
- イ 消防団長及び消防団員
- ウ 町長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- エ 町長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(2) 消防長

- ア 町消防の職員で国民保護措置に係る業務を行うもの
- イ 消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ウ 消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

4 特殊標章等に係る普及啓発

町は、国、県及びその他機関と協力しつつ、特殊標章等及び赤十字標章等の意義及びその使用に当たっての濫用防止について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発を行う。

第4編 復旧等

第1章 応急の復旧

町は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など、応急の復旧のため必要な措置を講ずることとし、応急の復旧に関して必要な事項について、次のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 町が管理する施設及び設備の緊急点検等

町は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をした上で、その管理する施設及び設備の緊急点検を実施し、これらの被害状況等を把握するとともに、二次災害を含めた被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に復旧を行う。

(2) 通信機器の応急の復旧

町は、武力攻撃災害の発生により、防災行政通信網等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、代替通信手段の確保を行うとともに、現場の状況を勘案し、保守要員等により速やかな復旧措置を講ずる。また、復旧措置を講じてもなお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、総務省にその状況を連絡する。

(3) 県に対する支援要請

町は、応急復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、県に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

2 公共的施設の応急の復旧

(1) 町は、武力攻撃災害が発生した場合には、町が管理するライフライン（水道等の生活生命線）施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。

(2) 町は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する道路、漁港施設等及びその所有する公的施設について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を県に報告するとともに、被害状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

第2章 武力攻撃災害の復旧

町は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、武力攻撃災害の復旧を行うこととし、武力攻撃災害の復旧に関して必要な事項について、次のとおり定める。

1 国における所要の法制の整備等を踏まえた復旧の実施

町は、武力攻撃災害が発生したときは、国が行う財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制整備と、本格的な復旧に向けて国が示す方針に従って、武力攻撃災害の復旧について、県と連携して実施する。

2 町が管理する施設及び設備の復旧

町は、武力攻撃災害により町の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。

また、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案し、県と連携して、当面の復旧の方針を定める。

第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

町が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項について、次のとおり定める。

1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求

(1) 国に対する負担金の請求方法

町は、国民保護措置の実施に要した費用で町が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

(2) 関係書類の保管

町は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

2 損失補償及び損害補償

(1) 損失補償

町は、国民保護法に基づく土地等の一部使用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続に従い、補償を行う。

(2) 損害補償

町は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力した者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い、損害補償を行う。

3 総合調整及び指示に係る損失の補てん

町は、県の対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民の誘導若しくは避難住民の復帰のための措置に係る指示をし、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続に従い、県に対して損失の請求を行う。

ただし、町の責めに帰すべき事由より損失が生じたときは、この限りでない。

第5編 緊急対処事態への対処

1 緊急対処事態

町国民保護計画が対象として想定する緊急対処事態については、第1編第5章2に掲げるとおりである。

町は、緊急対処事態は、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、緊急対処事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急対処事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、原則として武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

2 緊急対処事態における警報の通知及び伝達

緊急対処事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の内容の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、町は、緊急対処事態における警報については、その内容を通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関及び当該地域に所在する施設の管理者等に対し、通知及び伝達を行う。

緊急対処事態における警報の内容の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の内容の通知及び伝達に準じて、これを行う。

湯河原町国民保護計画

平成19年3月 策定

平成30年3月 改定

編集発行 湯河原町地域政策課
